

第 1 1 号様式の 5（第 5 条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和 6 年 4 月 16 日 他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.23」 27,000 部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング（業者：25,000 部 自身：1,500 部） 街頭配布 500 部				
発行目的	2 月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が 20 分の 1 以下であるため				
内容	2 月議会報告（自身の委員会質疑等）				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	東京カラ ー印刷	48,970 円	@1.81 円×27000 部	5
	ポスティン グ代	株式会社 STB	220,000 円	@8.8 円×25000 部	19
		※ 全て 95% 充当 合計 26,8970 円×95% = 255,521 円			
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.23				

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

2024年春号

発行責任者：関本真樹

携帯：080-6215-0287

大和郡山市小泉町918 柏本ビル202

E-mail: mightgaine5625@yahoo.co.jp

2月定例議会報告 令和6年度当予算成立！

■ 2月議会は奈良県議会として戦後初の「再議」が行われたりと注目度の高い定例議会となりました。また、結局どうなったのかがよくわからないとの声もいただく機会が多かったので、できる限りわかりやすく説明していきたいと思います。

令和6年度当初予算案に対して閉会日（3月25日）に自民党・無所属の会から修正案が出されました。以下、修正の概要です。

- ・広域受援体制検討の予算を総合防災体制基本構想策定の予算に修正
- ・消防学校を旧高田東高校跡地に移転するための予算を削減
- ・橿原公苑リニューアル整備事業費のうち基本計画策定にかかる委託料を再整備基本構想策定の委託料に修正
- ・橿原公苑に新設するアリーナの規模が想定より大きくなった際の適地検討の費用を予備費から捻出

予算案に対して修正案が出された場合、会議規則により修正部分が先に採決されます。

流れとしては

修正部分が可決→修正した箇所を除く原案を採決（今回の結果はこちら）

修正部分が否決→知事提出の原案（修正されていない元々のもの）を採決となります。

私たち会派：日本維新の会はあくまでも知事提出の原案を支持しており、また、他の提案を拒否することで今後の山下知事の県政運営に悪影響が出ることを避けるため修正案に関しての採決で退席しました。

今回は修正案が可決されましたが、知事は再議に付さず修正案を受け入れました。

再議とはどういったものか、もし再議にかけていたとしたらどうなっていたかを見ていきましょう。

再議とは、この議案（予算、条例など）が通ったら運営上困ると知事等の首長が判断した際に、もう一回審議し直して、と発動できる拒否権だと解されています。今回もし再議に付されていたら

修正案可決

↓

再議

↓

同じ修正案が再度上程。ただし今回のケースは再議に付されると、修正案を可決するためには過半数ではなく議長を含めた全議員（定数43名）の3分の2（29名）の賛成が必要となります。今回は仮に再議にかけられても29名の賛成は難しかったと思われますが、否決されてもまた知事の提出した原案に戻るも可決はされず。。。という状態になると推測されます。

他の自治体の事例を見ると、再議後に原案が可決されたケースもありますが、首長と議会が妥結点を見出すための協議が長引いたり、折り合わずに修正部分以外を専決することを議会が認めたりとすんなりとはいかないケースも多く見受けられます。そうすると新年度4月1日当初からの予算執行に支障が出て、県民生活に大きな影響を及ぼす懸念があるため知事は修正案を受け入れたという状況です。



表面からの続き ～2件の条例案への再議について～

知事は議員提案で出された2つの条例改正案を再議に付しました。
その主な理由については以下の通りです。（条例名、内容は要約しています）

①議120号 議会の議決すべき事件を定める条例を改正する条例

- 3年以上の基本的な計画（現行は5年以上）、法令により知事等が策定する基本的な計画、特定の地域を対象とする基本的な計画を新たに議決対象としているが、もしそうなった場合
 - ・ 議決対象となる条例が70件以上増加し、事務量が大幅に増大し働き方改革に逆行する。
 - ・ 法令で県と市町村の計画の始期が4月と規定されているものもあるが、例えば10月に国計画が閣議決定→県が12月議会で事前報告、2月議会で議決→市町村がその後計画策定を始めると間に合わない懸念がある。
 - ・ 法令により知事等が策定する計画には、国との事前協議や有識者等への意見聴取が必要なものもあり、議会で否決や修正可決された場合に、再度協議や聴取が必要となり、計画の開始が大幅に遅れるおそれがある。
 - ・ いつを始期とする計画からが対象となるのが明記されておらず不明確。

■ 平成20年に各会派で合意した「議員提案政策条例フロー」によれば、執行機関との協議等の手続きが明記されているが、執行機関との十分な協議はなされていない。また本件議案は議会の権限を拡大するものだが、その趣旨、必要性や執行機関の権限との関係等が議会内で十分検討されていない。

以上のような問題点が再議書の中で述べられています。

①議121号 太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例

現行条例の目的は、本県の今後の発展に重要な太陽光発電の導入を、必要な措置を講じることで住民の生活環境に係る被害の防止や環境の保全等と調和的にすすめることである。

- ・ 現行条例の第5条において知事の許可が必要な範囲を「土地の形質の変更で規制で定めるもの」に限定しており、この限定を廃しようとしているが、そうすると空き地や休耕田等に設置するなど、環境に対する影響が少ない場合にまで許可を取得する義務を事業者に課すことになり、目的に比して過大な規制である。
- ・ 第9条において、地域住民の意見を反映するために必要な措置を講じなければならないと規定されているが、多種多様な意見が出されたり、出された意見が相反する場合には実現が困難で、また、条例の趣旨、目的と関係ない意見が出された場合にも事業者が反映しなければならないとするのは不適当。
- ・ 第10条において、事業区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長その他関係市町村の長から意見を聴き、その意見を尊重しなければならないとあるが、関係市町村の範囲や、許可権者としてどの程度尊重すればいいかが不明確。また、要件を満たした場合に知事が「許可しなければならない」という現行規定を「許可できる」と改正すると要件を満たしても許可されるかが不明確となり、事業者は進捗に見通しが立たず、問題のない事業にまで躊躇したり、事業者や住民に無用の混乱を生じさせる恐れがある。

本件条例についても執行機関と事前協議はなく、議会内での検討も不十分。現行条例はパブリックコメントを実施したが、それもなされておらず適切な制定過程とはいえない。

再議に付され、可決に必要な3分の2の賛成が得られず、2つの条例改正案は廃案になりました。

特別委員会及び常任委員会での質疑について

■ 観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会では、公共交通分野での自動運転実装に向けた県の取組状況について、文教くらし常任委員会では美術館の観覧料について、スポーツ振興について、いじめ気付き見守りアプリについて、学校の働き方改革について私は質疑を行いました。下記QRコードから動画をご覧ください。

観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会→



文教くらし常任委員会→



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
					会派・議員名
					関本真樹
年 月 日	令和6年4月30日 他				
表題	奈良県議会議員 関本まさき ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	活動報告などの広報を行い、意見・要望を募る。				
按分率の説明	政務活動とその他活動の比率により 1/2 按分				
内容	・ 政策 ・ 県政報告ニュースの掲載 ・ 活動報告 ・ ボランティア募集 ・ 意見、要望募集 等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	4 月分更新料	8
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	5 月分更新料	23
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	6 月分更新料	32
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	7 月分更新料	47
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	8 月分更新料	68
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	9 月分更新料	84
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	10 月分更新料	93
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	11 月分更新料	114
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	12 月分更新料	125
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	1 月分更新料	144
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	2 月分更新料	163
	更新委託料	WFD-DESIGN	20,000 円	3 月分更新料	180
※50% 充当 120,000 円×50%=60,000 円 合計 60,000 円					
備考	ホームページアドレス : https://sekimotomasaki.com 添付資料 契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ更新等委託契約書

関本真樹(以下「甲」という)を委託者とし、WFD-DESIGN (以下「乙」という)を受託者とし、以下の通り契約を締結した。

第1条 (目的)

1. 甲はホームページの更新業務(以下「本業務という」)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 (制作費用等)

本業務の対価として甲は乙に毎月金20,000円を支払うものとする。

第3条 (委託内容)

本業務内容は以下の通りとする。

1. 甲より口頭及び書面等で指示された内容に従い、ホームページを更新する。
2. 甲の指定するサーバーへの本業務に基づき制作されたデータ等(以下「制作物」という)のアップロード作業等 ホームページ公開に関する作業の一切。

なお、制作物のデザイン及び仕様その他必要な事項については、甲乙双方の協議により随時決定する。

第4条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約遂行のため相手方より提供を受けた知り得た技術上又は営業上その他業務上の知り得る情報等を、第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 本条の規定の効力は、本業務の完了後も存続する。

第5条 (協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

以上のとおり委託契約が成立したので、これを証するため本契約書2通を作成し、甲乙各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和 6 年 4 月 / 日

甲) 住所 奈良県大和郡山形小泉町3304-12
関本真樹

乙) 〒639-1042 奈良県大和郡山形小泉町3489a /

住所 WFD-DESIGN

代表 内山 賢



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和6年6月25日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.4」 12,500 部 ※同じものを会派の政務活動費で 11,000 部発行(計 23,500 部)				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	新聞折込 22,600 部 街頭配布 900 部				
発行目的	2 月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	2 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	㈱プット アップス タイル	40,150 円	@ 3.212円 × 12,500 部	29
	新聞折込費	㈱プット アップス タイル	74,580 円	@ 3.3 円 × 22,600 部	30
	※ 全て 100% 充当 合計 114,730 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.4				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年度 予算が成立!

高校無償化などの子育て支援、道路整備の加速化など 県民目線の政策が充実

山下知事就任後初となる令和6年度当初予算編成は、公約に掲げた県民目線の政策ばかりでしたが、自民党・無所属の会などが提出した修正案が可決しました。修正案提出の主な理由は、「奈良県の防災対策を0ベースで」という耳を疑うような理由でした。

能登地震で証明 災害時に役立たない滑走路

前知事時代、五條市に2,000mの滑走路を備えた大規模防災拠点をつくるため、約36億円で用地を購入。しかし、能登半島地震で能登空港の滑走路には多数の亀裂が入り機能しなかった事実や、盛り土を完成するのに10tダンプで毎日100台運んでも約90年かかるということを当会派の原山議員や山下知事が厳しく指摘。このような計画を緊急防災減災事業債だから国が7割負担してくれると舐れ回り、約1,000億円の事業を行おうとしていた人達が0ベースというのは理解に苦しみます。

山下知事の公約が実現!

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例
自民党無所属の会の議員から提出された条例改正案ですが、奈良県の経済発展や民間企業との協働を阻害する可能性があり、受け入れられる内容ではありません。経済労働委員会や佐藤、清田議員が提案者に対し質疑を行い、本会議で松本議員が反対討論の場で詳しく理由を説明しています。

無駄遣いで購入した土地の 利用目的をこじつけているだけ!

消防学校移設も奈良県が抱えていた長年の課題です。交通アクセスや工事費用を考えると旧高田東高校への移転が合理的です。0ベースとは口だけで、五條移設を強く望むのは無駄遣いした土地の利用目的をこじつけているに過ぎません。このような方々に奈良県の今後の防災対策を任せることはできるでしょうか?

知事与党としての責任

会派日本維新の会は、山下知事の提出した当初予算案に賛成の立場であり、自民党・無所属の会が提出した修正予算案には反対の立場です。修正案の議決時に退席したのは、我々が当初予算案を強く主張し続けることによって、修正案を呑む山下知事の県政運営に支障をきたす結果になってはならないとの考えからです。知事とともに、これからも奈良県政発展、県民生活の向上に全力で取り組みます。

杜撰な議案に反対!

奈良県の県政に関する基本的な計画等を議会の議決事件として定める条例の一部を改正する条例

同じく自民党無所属の会の議員からの提案ですが、奈良県だけが他府県に対し意思決定に時間を要し、後れを取るような可能性もある内容です。本会議で福西議員が反対討論で理由を説明しています。

再議について

以上2件の議員提案を、山下知事は再議に付し、否決となりました。3月25日、本会議で山下知事がその理由を説明しています。ぜひご覧ください。

3月25日 本会議
松本・福西議員の
反対討論
山下知事の理由説明

メンバー紹介		各メンバーの選出区ごとに色分けしています。	
福西広達 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	松尾勇臣 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	清水 勉 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	佐藤光紀 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区
松本秀一郎 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	中川 崇 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	小林 誠 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	工藤将之 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区
原山大亮 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	清田典章 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	関本真樹 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	福田倫也 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区
山田洋平 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区	星川大地 大和郡市 奈良県議会議員 大和郡市選挙区 奈良県議会議員 大和郡市選挙区		

令和6年 2月定例会

代表質問

小林 誠 議員

一部抜粋



- ① 県民の命と財産を守るための防災力の強化について
- ② 大阪・関西万博に向けた奈良県の取組について
- ③ 今後の奈良県の観光戦略について
- ④ 国スポ・全スポに向けた取組について
- ⑤ 学校現場における働き方改革と教職員が子ども達と向き合うための時間確保への取組について
- ⑥ 次なる新興感染症への備えについて
- ⑦ 県立高校入試における障害のある生徒への配慮について



県民の命と財産を守るための防災力の強化について

質問 見直された2,000m級滑走路を備えた大規模防災拠点整備の財政的検証がこれまで県議会で議論されてきませんでした。

総事業費1,000億円の財源はどう賄うつもりですか。

回答 この土地の買収に活用した緊急防災・減災事業債は令和7年度までに事業を概成しなければならない。しかしリニア工事の残土を利用する計画で、期間内に工事が終わると思えない。また人件費、資材価格の上昇で建設費は1,500億円に達する可能性があり、事業債の期限も踏まえると1,000億円を目前で賄う可能性もある。

一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



- ① 大和平野中央の県有地の活用について
- ② 大和川流域における流域治水対策について
- ③ 生成AI等を活用した働き方改革の推進について
- ④ 教育現場における生成AI等の活用について



大和平野中央の県有地の活用について

質問 磯城郡3町(川西町、三宅町及び田原本町)の県有地を活用したまちづくりは、地域の活性化、奈良県全体の発展に貢献すると思いますが、具体的にどのように取り組んでいくのですか？

回答 川西町は「子どもを中心に多様な交流が生まれるまち」、三宅町は「次世代を担う学生×企業のまち」、田原本町は「交通安全・安心のまち」を用地活用の基本方針として合意。今後は計画策定や調査を実施するなどし、地元・関係者に丁寧に説明するなど3町と連携して取組を進めていく。

福田 倫也 議員



- ① 大阪・関西万博の開催について
- ② 消防力の向上について
- ③ 小金打川の河川改修について
- ④ 土木技術職員の確保等について



消防力の向上について

質問 消防力の向上は、県民の安全・安心の確保に向け重要な課題と考えます。今後の取組と、消防学校の移転整備における知事の意気込みをお聞かせください。

回答 消防学校については、カリキュラムを充実させ、地元自治体と連携しつつ移転整備に向け着実に取り組んでいく。また、市町村へ消防団員の処遇改善の助言を行うほか、消防防災ヘリコプターを令和7年度に併用開始し、直接的な消防力の向上を図っていく。

清田 典章 議員



- ① 市町村への権限移譲について
- ② 中和西部地域の発展に向けた取組について
- ③ スタートアップへの支援について
- ④ 「新しい産業政策のパッケージ」について
- ⑤ インバウンド向けの観光PRについて



市町村への権限移譲について

質問 奈良県の市町村への権限移譲対象事務の選定基準をお聞かせください。また、効率的な行政運営のため、奈良県が中心となって推進や見直しを行うのが望ましいと考えますが？

回答 移譲対象事務は、「住民の利便性の向上」、「事務処理の迅速化及び効率化」、「市町村における総合行政の展開」の3つの観点により選定している。市町村の状況に応じて、移譲に適する事務かどうかを十分に検討し、引き続き権限移譲を進めていく。

山田 洋平 議員



- ① 関西文化学術研究都市について
- ② 養徳学園について
- ③ 保育に関する支援の充実について
- ④ しごとセンターについて
- ⑤ がん患者への療養生活の支援や社会との共生について



養徳学園について

質問 現状、入舎対象が男子学生のみとなっていますが、今後の方向性について考えをお聞かせください。

回答 平成22年の建替え時に女子学生の受け入れを検討したが、女子の東京圏への進学率が他府県より低く、管理運営面での課題もあり見送った。しかし、東京圏への進学者に占める女子の割合増加や、他県では管理運営面の課題に対応していることから、女子の受け入れを前向きに検討していく。

委員会報告

委員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。



第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2024 年 7 月 8 日				
政務活動先	秀英 iD 予備校 六甲道校 Re・school				
政務活動の目的	公設フリースクールと民営フリースクールの連携について 学びを深める				
相手方	秀英 iD 予備校 六甲道校				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	神戸市教育委員会が主管している校内フリースクールに業務委託としてサポート指導要員を2名派遣。ノウハウを提供するとともに、学校へは行きづらい児童・生徒に別の選択肢として自社のフリースクールの紹介も行っていった。官民連携の一つの方策として可能性を感じた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	秀英 iD 予備校 六甲道校	駐車場代		700 円	38
	秀英 iD 予備校 六甲道校	JR	大和小泉～ 六甲道	1,110 円	39
	帰宅	JR	六甲道～ 大和小泉	1,110 円	40
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
	合計	2,920 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

秀英iD予備校六甲道校 リリーススクール事業について

秀英iD予備校 六甲道校

Re SCHOOL

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和 6 年 7 月 16 日 他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.24」 27,000 部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング (業者 : 25,000 部 自身 : 1,500 部) 街頭配布 500 部				
発行目的	6 月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が 20 分の 1 以下であるため				
内容	6 月議会報告 (自身の委員会質疑等)				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	東京カラ ー印刷	48,970 円	@ 1.81 円×27000 部	43
	ポスティン グ代	株式会社 STB	220,000 円	@ 8.8 円×25000 部	55
	※ 全て 95% 充当 合計 26,8970 円×95% = 255,521 円				
備考	添付資料 : MASAKI ニュース NO.24				

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

2024年夏号

発行責任者：関本真樹

携帯：080-6215-0287

大和郡山市小泉町918 粕本ビル202

E-mail：mightgaine5625@yahoo.co.jp

6月定例議会報告(要旨抜粋)

■ 6月の定例会において山下知事から出された、条例改正や委託契約・請負契約の変更、県立高校等の電子黒板の購入などの議案は全て可決されました。

■ 会派：日本維新の会が提出した議員報酬2割削減の議案ですが、1年前と同様に委員会付託はなされず、本会議で否決されました。本来であれば、報酬削減の是非について委員会で議論すべきですし、反対の討論もないのでこういった考えで反対なのかが県民の皆さんにもさっぱり伝わらない状況です。私たち日本維新の会県議団は引き続き、独自で身を切る改革を続けていくとともに報酬削減に向けて取り組んでまいります。

■ 観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会の任期は2年のため継続、文教くらし常任委員会は任期が1年の為メンバーの変更がありましたが、私は引き続き所属することとなりました。

■ トピック① 副知事が3人に！



これまで奈良県は一時的なものを除けば副知事は2名体制でした。奈良県は道路整備率が全国最下位であり、その状況から脱却し道路を中心とした社会資本整備に力を入れていくため、1人増やすことになりました。

副知事定数条例の改正、選任同意の議案が可決され、国土交通省出身で県土マネジメント部の清水将之部長が3人目の副知事となりました。

■ トピック② 奈良県中央卸売市場再整備の今後の見通しについて

令和7年度に事業者公募、令和8年度にB to B(市場部分)の事業着手(工事開始)、仮設棟建設→移転→新市場棟建設の流れで令和13年に新市場棟使用開始。仮設棟を解体し、令和15年からB to C(にぎわいづくり)部分の工事開始—という見込みです。B to C 部分の工事はだいたい先になり、現時点では1社しか手を挙げていただけませんでした。競争原理を働かせる方が望ましかったため、最終的には両方整備しますが、先に市場部分だけを事業化し、数年後からにぎわいづくり部分を具体化していくというように段階的な整備に変更することになりました。

皆さんのお声、お聞かせください！ニュースの感想やご意見、お困りごとなどなんでも。お電話いただいたり、気軽に事務所におしゃべりしにきていただければと思います。お待ちしております！





①フィルムコミッション（ドラマや映画等のロケの誘致）について。奈良には寺社仏閣等、いいロケ地となりうるが許認可が難しい場所も多くある。ロケを誘致し、撮影場所への聖地巡礼など観光振興につなげるロケツーリズムを強化するためにフィルムコミッションに力を入れていくべきと考えるがどうか。

現状兼務も含めた2名体制と限られた人員配置となっているが、必要性は認識している。県内市町村や奈良県ビジュアルビューローとも連携して、撮影隊の期待にそえるようにし、フィルムコミッションを推進していく。



文教くらし常任委員会での質疑(抜粋)



①奈良スーパーアプリでの県立高校入試出願について。事務作業の削減等の効率化の観点からもWEB化は進めていくべきと考えるが、昨年度の実施にあたってはアプリの供用開始からあまり日がなく、初年度という事もあっていくつかトラブルも耳にした。来年度に向けてどう体制を整えていくのか。

2月前半に出願の特色選抜において複数不具合が発生したが、いずれもすぐに解消できた。2月後半の一般選抜においてはほぼ不具合はなかった。次回、今年度末の実施に向けてさらに利便性の向上に取り組んでいく。



②県立高校特色・魅力説明会について。今年度初めての試みということだが、概要を伺う。アンケート結果及びそれを受けての次年度の方向性は。

保護者向けのものは、6月9日に田原本の教育研究所にて実施。午前は定員いっぱいの300名、午後は150名の出席。各校3分の持ち時間で順次説明の講演形式。お声としては、専門学科等色々な学校の事がわかってよかった、ホームページ等ではわからないもっと詳しいことを聞きたかった等の回答があった。ご意見を受けて次年度に改善を図れるようにしていく。



③教育長の所信について。未来を担う子どもたちを育てるために、めまぐるしく変わっていく社会でたくましく生き抜いていける子どもたちを育てるために教育長は何を一番進めていきたいとお考えか。

高校の魅力づくりの強化、及びその情報の発信に注力したい。子どもたちに裁量ももたせて、行きたいと思えるような、わくわくするような学校づくりを進めていく。子どもたちの目線、学校の目線を大切に教育を推進していく。



■②について。各世帯1名の出席でこのように多くの方にお越しいただけているので次年度は広い会場での実施を、また、質疑をしたかったという声もきいたので可能であればブースを設ける等の対応もお願い。③について。教育長の高校生への思いを受け止めるとともに、進行中の小中学生にも向けた読解力向上の取組についてもなお一層の拡充を要望しました。

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和 6 年 8 月 29 日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.5」 12,500 部 ※同じものを会派の政務活動費で 11,000 部発行(計 23,500 部)				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	新聞折込 22,600 部 街頭配布 900 部				
発行目的	6 月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	6 月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	㈱プット アップス タイル	40,150 円	@ 3.212円×12,500 部	60
	新聞折込費	㈱プット アップス タイル	74,580 円	@ 3.3 円×22,600 部	61
	※ 全て 100% 充当 合計 114,730 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.5				

注 発行した広報紙を添付してください。

県議会議員の報酬2割削減案を提出!

委員会で **議論もなく 否決!**

奈良県議会 議員報酬額		2割削減
議員 月額	77万8,000円	62万2,400円
議長 月額	96万5,000円	77万2,000円
副議長 月額	84万3,000円	67万4,400円

**実質賃金は過去最長の26ヶ月連続マイナス
議員だけが 높은報酬をもらい続け、県民目線の政治ができるのか!!**

私たち会派「日本維新の会」は6月定例会で昨年同様に県議会議員の月額報酬を2割削減する議案を提出しました。

しかし、今回は議案の委員会付託はされず、委員会で議論することなく否決されました。

2月定例会などでは、議員提案された議案は委員会付託され活発な議論がされたのに、なぜこの議員報酬削減案の場合は議論の場を設けないのでしょうか?

よほど自分たちが高い報酬をもらい続けていることに後ろめたい気持ちがあるのではないのでしょうか。

山下知事は公約通り、4年間の退職金3,550万円をゼロ、月額報酬も一割削減。

私たち、会派「日本維新の会」は一人毎月104,000円を報酬から身を切る改革として積み立て、その積立金約1,700万円(6月現在)を

能登半島地震で被災された石川県に寄附する予定です。さらに、県内の日本維新の会所属の市町村議員の積み立ても合算し、寄附総額は約2,000万円となります。本来なら自身の選挙区である奈良県、または市町村にお返しするのが本意ですが公職選挙法の規定により、他府県への寄付という選択をしています。

燃料費の高騰や物価高、更に政府自民党による政治資金問題が世間を騒がせている中、議員の報酬削減については議論の場すら与えない議会運営に落胆と憤りを禁じえません。

私たちは、この議案が採択されるまで自主的な報酬削減、つまり身を切る改革を続け、可決されるまでこの議案を提出し続けます。

そして、政治家自身が身分や待遇にこだわらず改革の先頭に立ち、既得権に切り込み、県民目線で奈良県改革を進めていきます!

自分達に都合の悪い審議をさせないため??

**自民党・無所属の会が
議長・副議長ポストだけでなく
各委員会の正・副委員長もほぼ独占!**

奈良県議会6月定例会で役員改選が行われ、自民党・無所属の会は名誉職かのように議長・副議長を独占。

さらに各委員会の正・副委員長もほぼ独占しました。

これは、自分達に都合の悪い審議をさせない為ではないのでしょうか?

私たち会派「日本維新の会」はどのような人選であっても全力で職務を全うし、これからも全力で県民目線の県政発展に向け、山下知事とともに全力で取り組んでいきます。

メンバー紹介

各メンバーの
選出区ごとに
色分けしています。

大和郡山市 岡本 真樹 せきもと まこと ・文書くらし委員会 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	奈良市 松尾 勇臣 しょうい ゆうじん ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	北葛城郡 清水 勉 しみず つとむ ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	磯田郡磯田町 佐藤 光紀 さとう みつあき ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	奈良市山辺区 中川 崇 なかがわ たかし ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員
生駒郡 小林 誠 こばやし まこと ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	桜井市 工藤 将之 こうどう まさゆき ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	磯田郡磯田町 福西 広理 ふくにし ひろのり ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	奈良市高市郡 原山大亮 はらやま ひろaki ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	
奈良市山辺区 松本 秀一郎 まつもと しゅういちろう ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	磯田郡 清田 典章 しみずのりあき ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	磯田郡 山田 洋平 やまだ ひろへい ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	奈良市山辺区 星川 大地 せしかわ だいち ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員 ・奈良県議会議員	

令和6年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

中川 崇 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 今後の県政ビジョンについて
- ② 主要施策の発表のあり方について
- ③ 高等学校授業料等の無償化の拡充について
- ④ リニア中央新幹線の全線開業や奈良市附近駅に関する現状と見通しについて
- ⑤ 奈良スーパーアプリの利便性向上について
- ⑥ 観光客の増加に伴う地元住民の生活環境等への影響について
- ⑦ 公立学校教員の経済的負担軽減について

今後の県政ビジョンについて

奈良県が今後目指すべき方向性と、その実現に向けてどのような施策を推進していく考えですか。

奈良が世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観など、素晴らしい魅力はとことん守り、後世に伝えていく。そして、課題解決のために変えないといけないものは断固として変えるというスタンスである。仕事と子育ての両立のしにくさや道路などのインフラ整備の遅れなどは変えていく。一方、県内産業の活性化、脱炭素・水素社会の実現、観光施策の推進に取り組む。奈良県の持つ限りない可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できるようにするため、これからも施策を着実に実行する。

一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 次世代型ソーラーセルについて
- ② 睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について
- ③ 炊出し支援にかかる枠組みづくりについて
- ④ 県庁舎エントランスの活用について
- ⑤ パーティボートの設置について

睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について

睡眠の重要性や睡眠の質を確保することについて、どのように考え、取り組みますか？

睡眠不足により、心身への悪影響や寿命短縮リスクの上昇が指摘されているため「なら健康長寿基本計画(第2期)」で、「睡眠時間が充分にとれている人の増加」に加え、新たに「睡眠で休養がとれている人の増加」を目標とし、睡眠不足が心身に及ぼす影響や適切な睡眠のための工夫、睡眠時無呼吸症候群をはじめとする睡眠障害の知識や、早期受診の重要性等について周知・啓発に取り組む。

松本 秀一郎 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 犬・猫の殺処分削減の取組について
- ② 県民サービスの向上に資するオンラインの活用について
- ③ 庁内におけるデジタル化の推進について
- ④ 道の駅「クロスウェイなかもち」の開業に向けた取組について

犬・猫の殺処分削減の取組について

犬や猫の殺処分を減らすために、動物愛護団体との連携、積極的な譲渡会の開催、飼主への意識啓発、TNR活動等の複合的取組が必要と考えますが、取組方針は？

令和5年度は、譲渡可と判定した犬・猫は全て譲渡し、やむを得ず殺処分した頭数は10年前の9割減となった。殺処分削減に引き続き取り組むため、不妊去勢手術を行い元の場所に戻すTNRの取組による引取数削減、動物愛護団体やボランティアとの連携による譲渡促進、しつけ方教室等の適正飼育啓発などを行っていく。

原山 大亮 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 新駅を含めた医大周辺のまちづくりについて
- ② 県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について
- ③ 中南和地域の休日、夜間における1次救急医療体制について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用に関して、病院駐車場の整備を含めた今後の計画についてお聞かせください。

跡地を活用した新外来棟の整備を計画している。建設候補地は現外来棟より第1駐車場や検討中の新駅へのアクセスのよい南側で利便性も向上する見込み。また、第1駐車場の渋滞を解決するため、大和高田バイパス南側でのまちづくりの検討状況を踏まえながら、テニスコート等の跡地を駐車場として活用することを、選択肢の一つとして検討したい。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

民生委員会

建設委員会

総務警察委員会

畜産労働委員会

文庫司書委員会



松尾

中川

小林

清水

原山

山田

佐藤

松本

清田

福西

関本

星川



工藤 得之



松尾 勇臣



中川 崇



小林 誠



清水 勉



原山 大亮



山田 洋平



佐藤 光紀



松本 秀一郎



清田 典雄



福西 広理



関本 真樹



星川 大地

政務活動記録簿（県外・県内視察）					
日本維新の会 関本 真樹					
年 月 日	2024 年 8 月 29 日				
政務活動先	ソシオ成岩スポーツクラブ				
政務活動の目的	総合型地域スポーツクラブが中学校部活動の地域移行について運動部の多くの競技において場を提供している事例を学ぶ				
相手方	特定非営利活動法人 ソシオ成岩スポーツクラブ				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	代表者が中核となって指導者の確保や学校との積極的な連携を模索。様々な困難がありながらも約10種のスポーツを学べる場を提供し、会員数も全年代で約2700名、うち中学生が約400名と多くの生徒が参加する規模となった。奈良県内においては指導者の確保が課題となっている自治体も多く、確保の方策に大きな知見を得た。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	ソシオ成岩スポーツクラブ	近畿日本鉄道	郡山～京都	830 円	62
	ソシオ成岩スポーツクラブ	近鉄日本鉄道（特急券）	大和西大寺～京都	520 円	63
	ソシオ成岩スポーツクラブ	新幹線	京都～名古屋	5,710 円	64
	帰宅	近畿日本鉄道	名古屋～郡山	2,560 円	66
	帰宅	近鉄日本鉄道（特急券）	名古屋～大和八木	1,640 円	67
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	15,000 円	内訳: 視察受入費用		65
合計 24,260 円 （すべて政務活動）					
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

経済産業省「未来の教室」実証事業

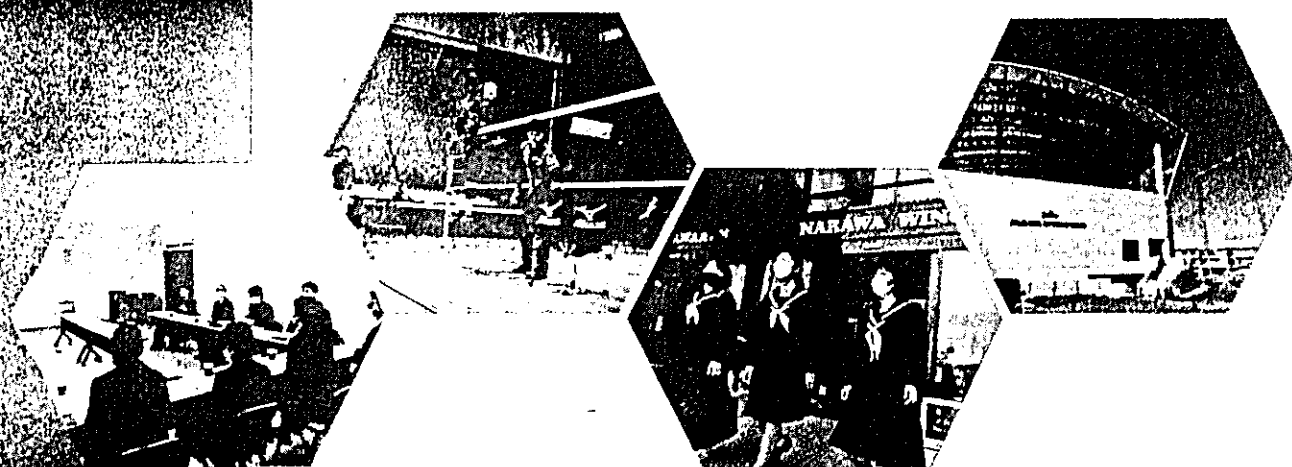
総合型地域スポーツクラブから 「未来のブカツ」へ

～部活動の地域移行がもたらす「新しい放課後ビジョン」の検討～

「教員の働き方改革」は、
中学生の望ましい生活改革につながらねばならない！

CONTENTS

目指す地域移行の姿	2
実証課題とそのポイント	3
実証内容とその成果	4
今後の目指す姿	6



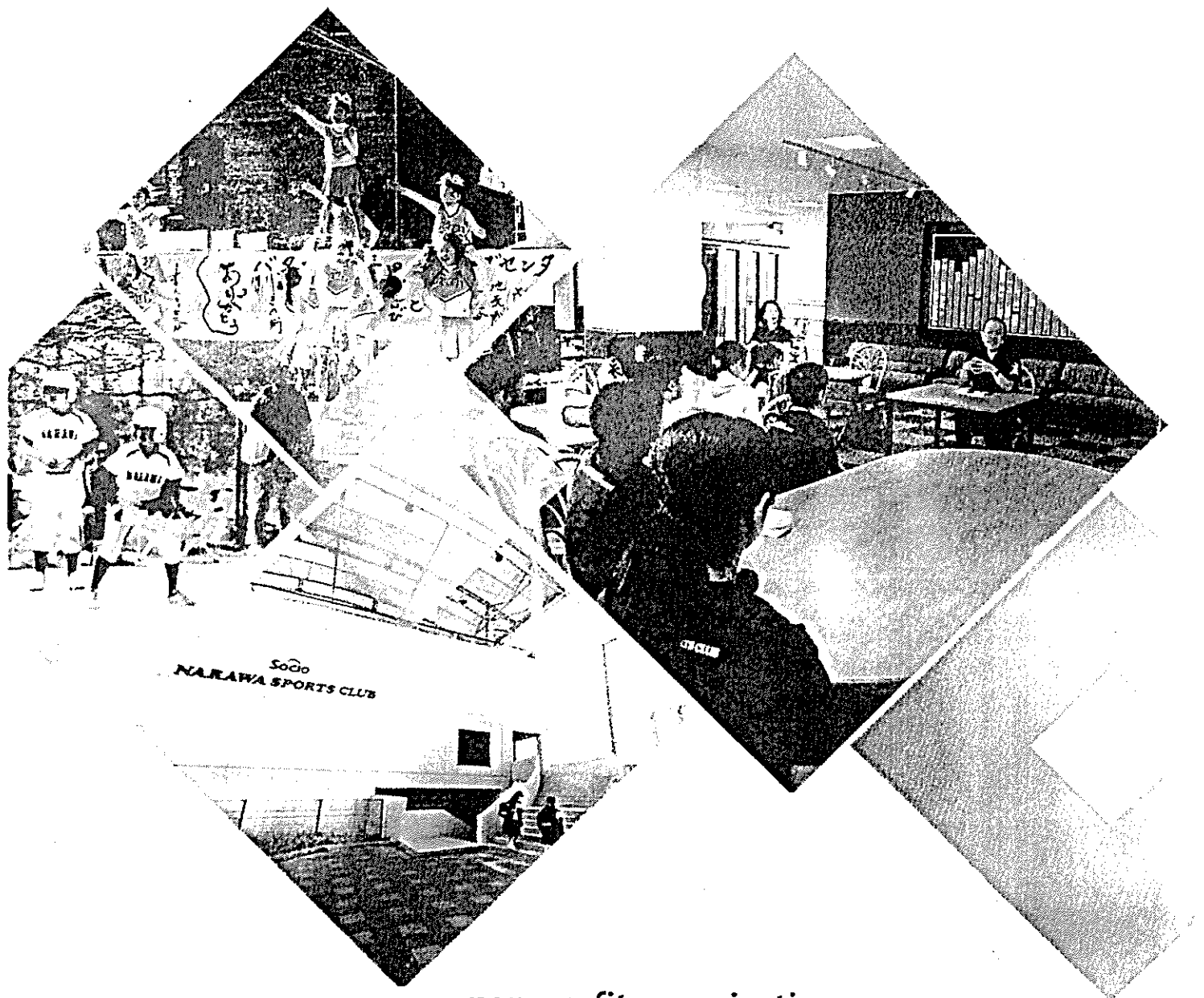
non profit organization
Socio NARAWA SPORTS CLUB

2023年3月

特定非営利活動法人ソシオ成岩スポーツクラブ

Annual Report 2023

2023.4-2024.3



non profit organization

Socio NARAWA SPORTS CLUB

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
		会派・議員名		関本 真樹	
年 月 日	令和6年11月3日他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.25」 27,000 部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング（業者：25,000部 自身：1,000部） 街頭配布 1,000部				
発行目的	9月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が20分の1以下であるため				
内容	9月議会報告（自身の一般質問、決算委員会質疑等）				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	東京カラー印刷	53,980 円	@1.99 円×27,000 部	99
	ポスティング代	株式会社 STB	220,000 円	@8.8 円×25,000 部	121
	※ 全て 95% 充当 合計 273,980×95%=260,281 円				
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.25				

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

2024年秋号

発行責任者：関本真樹

携帯：080-6215-0287

大和郡山市小泉町918 粕本ビル202

E-mail: mightgaine5625@yahoo.co.jp

9月定例議会報告(要旨抜粋)

■ 今回の9月の定例会において一番重要といっても過言ではない議案が議第98号 令和5年度奈良県一般会計歳入歳出決算の認定について です。過去のMASAKIニュースでも書きましたが、決算審査というのは一般的には特別委員会を設置して、前年度のお金の使い方が適切だったのか、それによってどういった成果が得られたのかといったことについて審査をするものです。

私は今回、決算審査特別委員会の委員となり

- ・ 県庁における働き方改革・行財政改革について
- ・ 不用額（予算化したけれども様々な事情で使わなかったお金）について
- ・ 「なら子育て応援団」について
- ・ 県立図書館（来館者数や貸し出し件数、レファレンス件数等を踏まえての今後の方向性）について
- ・ 御所IC工業団地（第1期の募集に対して企業の応募がなく、今後の取組）について
- ・ （農産物の）リーディング、チャレンジ品目支援事業の状況と県産農産物の品種新規登録数増加の取組について

等について質疑を行いました。



10月23日の閉会日に私は「特別委員会では知事的意思決定過程についての質疑に多くの時間が割かれたが、首長に求められているのは結果責任。事業見直しで生み出した財源で高校授業料無償化などを実現した。物価高騰対策等や山下知事の政策推進のための補正予算もあり、当初予算としても成果が上がったり次年度につながっている事業も多く見られる評価すべき決算である」と賛成討論を行いました。自民党・無所属の会の議員からは「（予算執行査定での見直しについて）減額補正予算の手続きを経ずに県民から預かった予算を放置する形となった。県民に混乱と多大な負担をさせる政策判断となった可能性がある」と反対討論があり、結果としては反対多数で不認定となりました。これは奈良県議会において記録が残る過去30年で初めてのことです。

なお、決算が不認定となった場合ですが、首長（知事）は当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じた時は速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならないと規定されていますが、各大型事業も前向きに進んでおり私としては特に措置を講じる必要はないと考えています。





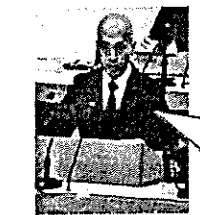
①コンテンツの整備による観光誘客の促進について。観光戦略本部会議で掲げている令和12年の数値目標を達成するためには、映像作品のロケを誘致し、そのロケ地を観光に活かす「コンテンツツーリズム」を推進するなど、従来と異なる新たな観光地づくりの取組が必要と考えますが、コンテンツの整備による観光誘客について知事の考えをお聞かせください。

令和8年放送予定の大河ドラマ「豊臣兄弟」に向けてプロモーションや受け入れ態勢等で大和郡山市など関係市町村と協議を始めており、また愛知県等とも広域周遊観光促進について連携を進めている。コンテンツツーリズムは外国人観光客の誘客にも有効であると聞いているので県としても推進していく。



②奈良県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について。県立民俗博物館の展示スペースについてどうしていくのか、スケジュールも含めて改めて知事のお考えをお聞かせください。また、県で保管している民俗資料の整理について、現在の作業状況と今後の計画について合わせてお聞かせください。

(仮称) 民俗資料収集保存方策検討委員会を10月中に設置し、令和7年度中に収集や保存、除籍のルールを策定。既に2校の大学教員から協力の申し出があったが、他にも協力を仰ぎ整理を加速させていく。展示室を収蔵庫に改修する「収蔵展示」という手法も参考に、デジタルアーカイブ化も含め今後の方向性を考えていく。



③奈良県教育振興大綱について。令和7年度に策定予定の第3期奈良県教育振興大綱について、知事は、本県の子どもたちがどう育ち、どのような大人になって欲しいとの願いを込めて策定されるのか、お考えをお聞かせください。

私個人の教育観として①自立した個人・自立した大人②自分の頭で考え、自分の言葉で意見が言える大人③世の為、人の為に尽くせる大人 になってほしいと思っている。就学前教育の充実など第2期教育振興大綱における普遍的に重要なことは受け継ぎつつ、次期教育大綱について総合教育会議に諮っていきたい。



④小中学校における1人1台端末の活用について。来年度から端末の更新も始まるが、1人に1台配布されている端末について、今後どのように授業などで活用していくのか、県教育委員会の方針についてお聞かせください。

端末の日常使いは着実に進んできている。本年度16の小中学校を指定し、端末を使用した指導のあり方を研究しており、どうすれば主体的な学びを進められるか好事例を収集している。来年2月の研修会で発表し教員の指導力向上を図っていく。



■ ②民俗博物館について。一般の来館者数は直近でも年間約3000名程度と決して多くはないが、県内の約4割の小中学校から社会科見学等で来ている。全国的に見ても博物館の閉館は散見され、市町村の民俗博物館がもし閉館する場合にはその受け皿となれるようにすべき。子どもたちのためにという視点で博物館を発展させていくべきと提言しました。

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2024 年 11 月 25 日～2024 年 11 月 26 日				
政務活動先	2024 年 11 月 25 日 ① 北海道北広島市 エスコンフィールド北海道 2024 年 11 月 26 日 ② 札幌市				
政務活動の目的	① 北海道、北広島市との災害時の連携体制について学ぶ ② ウォークアブルシティ推進の取組について学ぶ				
相手方	① 株式会社日本エスコン ② 札幌市役所 都心まちづくり課				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	① 災害に備えた設備や備蓄品について見学し、災害時における来場者対応について北海道や北広島市との連携内容について説明を受けた。奈良県の広域防災拠点の体制構築に活かしたい。 ② JR～近鉄奈良駅、奈良公園周辺において地域の方や観光客が歩きやすいウォークアブルなまちづくりを進める必要性を感じており、先行している札幌市の取組を学べた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	エスコンフィールド北海道	駐車場代		900 円	103
	エスコンフィールド北海道	JR	大和小泉～天王寺	490 円	104
	エスコンフィールド北海道	バス	阿部野橋～伊丹空港	650 円	105
	エスコンフィールド北海道	飛行機	伊丹空港～新千歳空港	23,480 円	106
	エスコンフィールド北海道	JR	新千歳空港～北広島	600 円	107
	宿泊先	JR	北広島～札幌	580 円	108
	帰宅	JR	札幌～新千歳	1,230 円	110
	帰宅	飛行機	新千歳～伊丹	23,480 円	111
	帰宅	バス	伊丹～大阪	650 円	112
	帰宅	JR	大阪～大和小泉	660 円	113
	宿泊費	10,500 円	内訳:ホテルリソルトリニティ札幌		109
	会費	円	内訳:		
	合計	63,220 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



RYOTARO MAEDA
前田 亮太郎

事業統括本部
ボールパーククリエーション統括部
ファシリティマネジメント部
ボールパークマネジメントグループ
チーフ

株式会社ファイターズ
スポーツ&エンターテインメント
〒061-1116 北海道北広島市Fビレッジ1番地

MAIL



KENGO KAWARAI
河原井 建吾

事業統括本部
営業統括部 法人営業部
副部長

株式会社ファイターズ
スポーツ&エンターテインメント
〒061-1116 北海道北広島市Fビレッジ1番地

MAIL



開発事業本部
北海道支店 副支店長
マネージャー
宅地建物取引士

中部電力グループ

大久保 敬

株式会社日本エスコン

〒060-0003 札幌市中央区北三条西 4-1-1
日本生命札幌ビル 13F
TEL: 011-211-1928 FAX: 011-211-1936
mobile: [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]



PRIME TOKYO
www.es-conjapan.co.jp



北海道ボールパークFビレッジ
エスコンフィールドHOKKAIDO

統括管理責任者

望 月 力

E-mail

株式会社東急コミュニティー

〒061-1116 北海道北広島市Fビレッジ1番地
エスコンフィールドHOKKAIDO 8F マネジメントセンター
TEL. 011-558-0612
携帯 [REDACTED]



札幌市 まちづくり政策局 政策企画部
都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

歩きとなるまちづくり担当係長

野 上 徹 NOGAMI Toru

中小企業診断士

技術士(総合技術監理部門・建設部門)

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011)211-2692

FAX (011)218-5112

Mail



SAPP
RO

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部
都心まちづくり推進室 都心まちづくり課



推進担当

六 車 研 哉 MUGURUMA Kenya

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011)211-2692

FAX (011)218-5109

Mail



SAPP
RO

札幌都心のまちづくりについて

～ 道路空間利活用実証実験、札幌駅前通地下歩行空間、北3条広場 ～



2024年11月26日

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部
都心まちづくり推進室 都心まちづくり課



都心まちづくり推進室（まち室）

都心のまちづくりを総合的・統合的に展開・実施する

「都心まちづくりの一元化窓口」

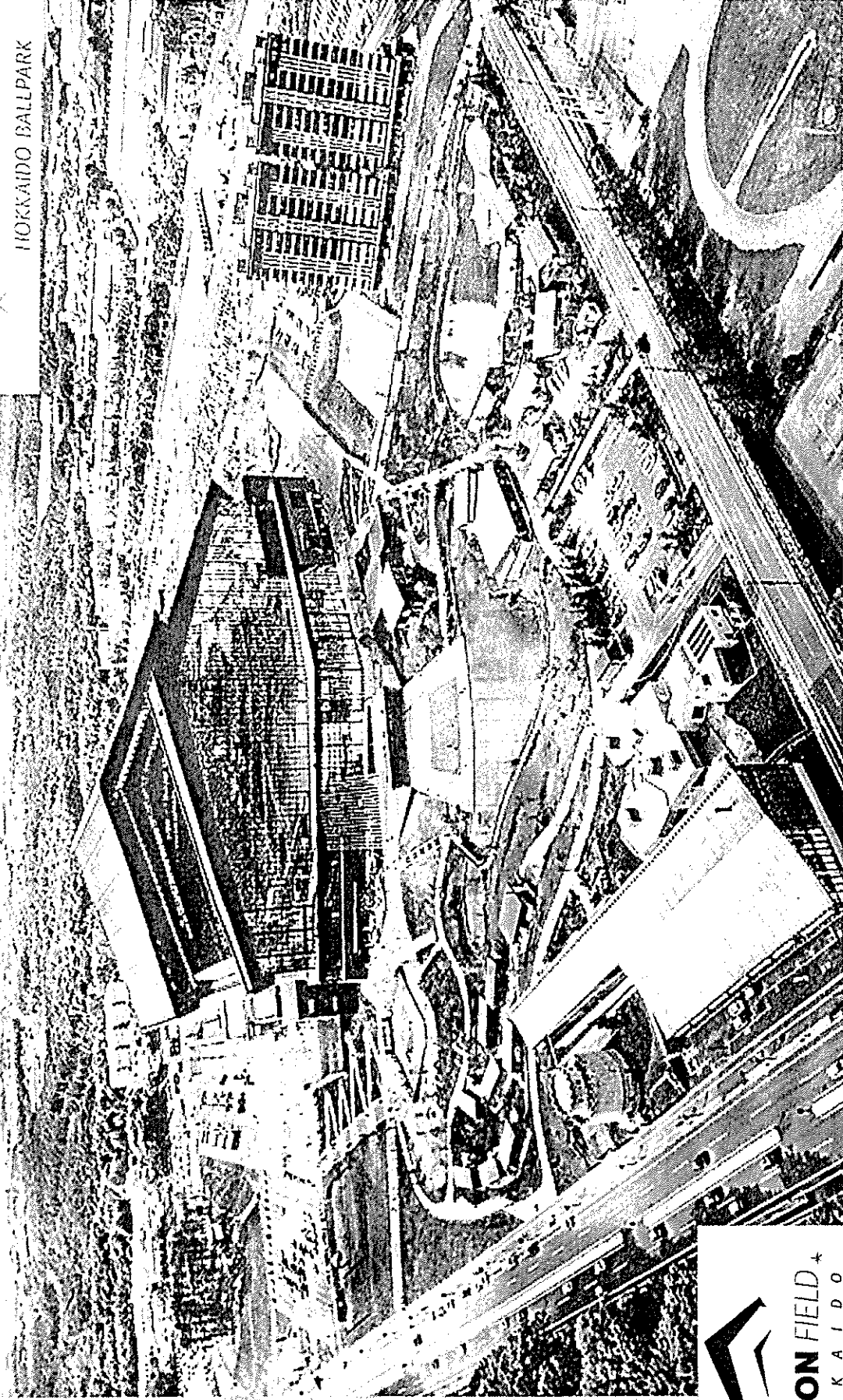
設立：平成14年度 現員：26人

【役割】

- ◆ 「都心まちづくり計画」において、札幌都心における中長期的なまちづくりのあり方、将来像を示す。
- ◆ まちづくりと一体的に展開する環境エネルギー施策のあり方、将来像を示す。
- ◆ 民間主体の都市開発プロジェクトを調整し、事業化を支援。
- ◆ 都心の各地区におけるエリアマネジメントによるまちづくりを推進。

F VILLAGE

HOKKAIDO BALLPARK

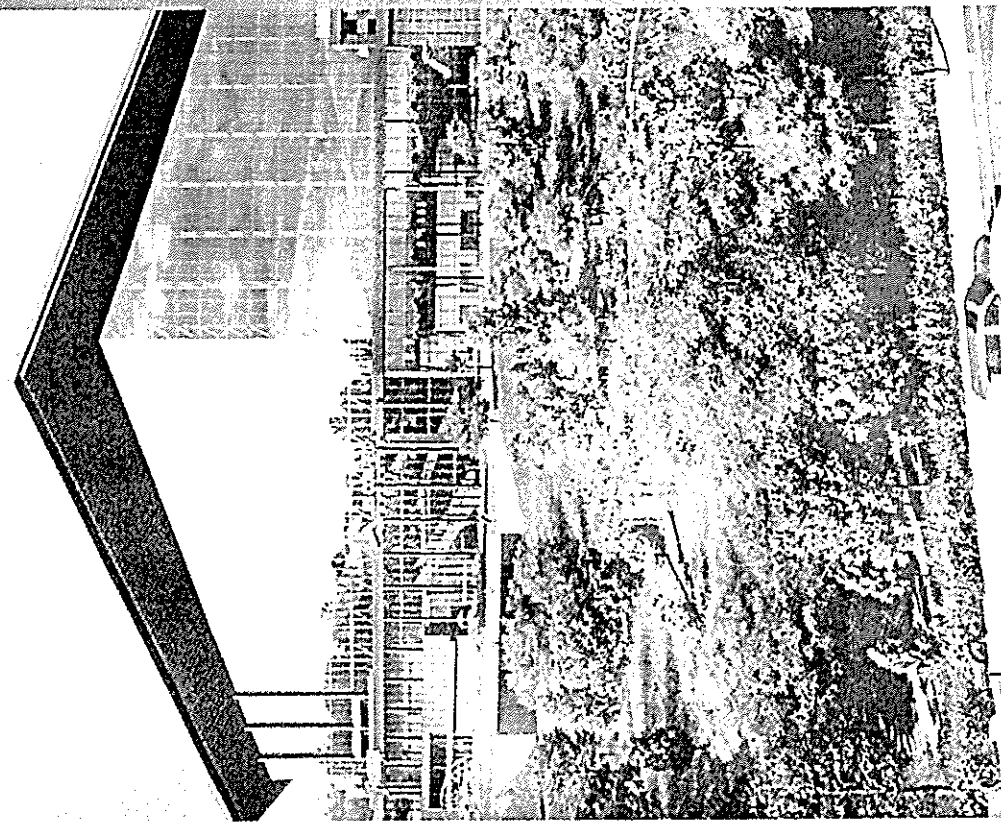


ESCON FIELD
H O K K A I D O

【事業主】 ㈱ファイターズスポーツ&エンターテインメント(FSE)
 【所有者】 土地:北広島市 建物:㈱FSE
 【設計】 ㈱大林組、HKS
 【施工】 ㈱大林組、岩田地崎建設(株)
 【総工費】 約600億円
 【敷地面積】 約32万㎡ 【建築面積】 約50,000㎡

【延面積】 約120,000㎡
 【収容人数】 約35,000名
 【仕様】 開閉式ルーフ・天然芝フィールド
 【構造】 RC造・S造
 【階数】 地下1階(フィールド)地上5階(地上から約70m)

ERLY



北海道因物件の紹介

株式会社日本エス・シー

北海道支店

INFORMATION

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和 7 年 1 月 2 7 日他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.26」 26,000 部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング (業者: 25,000 部 自身: 500 部) 街頭配布 500 部				
発行目的	1 2 月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が 20 分の 1 以下であるため				
内容	1 2 月議会報告 (自身の委員会質疑等)				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	東京カラ ー印刷	55,450 円	@2.13 円×26,000 部	133
	ポスティン グ代	株式会社 STB	220,000 円	@8.8 円×25,000 部	162
	※ 全て 95% 充当 合計 275,450×95%=261,677 円				
備考	添付資料: MASAKI ニュース NO.26				

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

発行責任者：関本真樹
大和郡山市小泉町918

携帯：080-6215-0287

E-mail: mightgaine5625@yahoo.co.jp

2025年冬号

12月定例議会及びその後の報告(要旨抜粋)

■ 今回の12月定例会においては、奈良県と韓国（忠清南道）友好提携15周年記念交流推進事業である、K-POPアーティストを招いてのイベントに約2.7億円を支出する事業案を含む補正予算案が大きな議論となりました。

この補正予算案は過半数の賛成で可決されましたが、私たち会派・日本維新の会としても現行の通りでいいと思っているわけではなく、よりよい事業としてもらうべく閉会后すぐに、他会派も交えた議員有志一同で知事に対して以下のような内容で申し入れを行いました。

- ・ 県からの実質的な支出額を抑えること
- ・ 場所について奈良公園以外も検討すること
- ・ 規模も再検討すること
- ・ ボランティアにも協力を求めること
- ・ 県内消費を促す仕組みを設けること
- ・ 国際交流基金の効果的な活用方法を引き続き研究していくこと
- ・ 以上のこと等の実施過程を県議会に丁寧に説明すること



その後、1月にはいつてから再度知事に対して

- ・ 開催は屋内とすること
- ・ 歴史的につながりのある「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録推進に資するものとなるよう検討すること

上記2点について申し入れを行い、屋内開催の方向で検討が進められる事となりました。

日本維新の会は知事に対しても是々非々のスタンスで臨んでまいります！
また、批判だけではなく、どうすればよりよい形になるのか徹底的に議論し前向きな代替案を提案してまいります。

※なお、当初の内容についてもK-POPアーティスト招聘ばかりが取り上げられていますが、双方の伝統芸能を披露しあう等の催しもある文化的な交流事業となっています。

皆さんのお声、お聞かせください。ニュースの感想やご意見、お困りごとなどなんでも。お電話か気軽に事務所にお越しいただければと思います。お待ちしております！ホームページはこちら→





①オープンローミングについて。一度設定すれば、サービスを提供しているところなら国内でも海外でも自動的に接続できる、次世代wi-fiとも言われているオープンローミングについて奈良公園バスターミナルで実証実験をすると聞いているが、現在の状況は。従来から付近で提供しているwi-fiと比べてどうか。

オープンローミングは、9月17日にNTT西日本とICTを活用した観光・産業振興等に関する連携協定を結び、その一環の事業である。令和6年12月に7基設置し、実証実験を行う。コストは従来より少しかかる、速度は同程度だが利用者が増えれば低下する。利用人数や滞在時間等の匿名データを収集し今後活かしていく。



文教くらし常任委員会での質疑(抜粋)



①奈良県立図書情報館について。市町村立図書館がこういったことを援助してほしいというニーズはどう把握しているか。また、現状はどういった支援をおこなっているのか。

奈良県図書館協会の公共図書館部会で情報交換等を行いニーズを把握している。具体的な支援としては所蔵している図書や雑誌の貸し出し、レファレンス（利用者からの本探し等の相談）業務のバックアップ、研修などを実施している。



児童書は市町村立図書館に任せ、基本的に図書情報館では新規で児童書は購入していないとの事だが、現在の児童書の蔵書数は。児童、生徒の読書推進のため児童書を積極的に購入し、児童書コーナーも設けるべきと考えるがどうか。

児童書は約4万冊所蔵している。図書情報館開館当初より、小説や児童書など生活に密着した図書は市町村立図書館で、県立図書情報館ではより専門的な図書や情報提供を行う、という方針で運営している。デジタル図書も増えてきているなか、県として児童書コーナーを設けるなど児童書を拡充するかは今後検討していく。



関本からの提言！

私も県立図書情報館は利用しており、自習スペースはよく使われているのを目にしているが、パソコン利用席の利用率は聞いたところ50%程度。戦争関連の本を集めたコーナーもあるがあまり人はいないと感じるのでスペースの有効活用が必要。また、奈良県は児童生徒が読書をしている、したいという比率が全国平均より低い。滋賀県や岡山県等では新規発行された児童書を全点購入して読書を推進しており、奈良県でもそれくらいして子どもが本に親しめる環境をつくり、読解力も向上させていく必要があると提言を行いました。

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2025 年 1 月 29 日～2025 年 1 月 30 日				
政務活動先	2025 年 1 月 29 日 ① 滋賀県守山市 2025 年 1 月 30 日 ② 愛知県名古屋市				
政務活動の目的	① 実証事業誘致について学ぶ ② 自由進度学習について学ぶ				
相手方	① 守山市役所 ② 名古屋市立山吹小学校				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	① 実証事業誘致について、事業概要の説明を受け、対象の選定についてや成果、スタートアップ企業がどういったことを求めているかについて学ぶ。今後の企業誘致を含めた施策に活かしたい。 ② 自由進度学習の基本については事前に情報収集していたが、どう実践しているかを授業見学や先生方からお話を伺う事で深く学べた。数値的な成果も挙がっており、本県でも推進を提言したい。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	守山市役所	駐車場代		1,600 円	134
	守山市役所	近畿日本鉄道	近鉄郡山～京都	830 円	135
	守山市役所	近畿日本鉄道 特急券代	大和西大寺～京都	520 円	136
	守山市役所	JR	京都～守山	510 円	137
	宿泊先	J R	守山～名古屋	2,310 円	138
	宿泊先	地下鉄	名古屋～久屋大通	210 円	139
	帰宅	地下鉄	高岳～名古屋	210 円	141
	帰宅	新幹線	名古屋～京都	5,170 円	142
	帰宅	近畿日本鉄道	京都～近鉄郡山	830 円	143
	宿泊費	11,300 円	内訳:くれたけイン名古屋久屋大通		140
	会費	円	内訳:		
	合計	22,980 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

官民連携プロジェクトサポート事業募集要領

ページ番号1010013

更新日 令和6年6月10日

事業の概要

守山市をフィールドに実施する実証実験プロジェクトを全国から募集します。

優秀な独自技術やアイデアを活用した実証実験プロジェクトについては、守山市が実証フィールドを提供し、また各種調整に対する伴走支援、実験に係る費用の助成等のサポートを行います。

募集内容

募集プロジェクト

実施するフィールドを守山市として組成された実証実験プロジェクトで、物価高騰等により多様に変化する社会課題の解決に資する内容、地域の産業振興、市民生活の質の向上や行政効率化等の守山市の地域課題の解決に資する内容であることが要件となります。

応募資格

以下の全ての要件を満たすことが条件となります。

ア 本事業の申込日時時点で1事業年度以上の業歴を有する事業を営む法人もしくは個人であること。

イ 直近事業年度において、事業本社所在地における国・都道府県・市町村税に未納がないこと。

ウ 実証事業を行う過程や結果として、社会や市内における地域課題の解決への寄与により、本市の産業振興や市民生活の向上等の効果をもたらす可能性のある事業計画を有すること。

エ 提案する企画、事業計画を主体的に実施でき、提案する企画、事業計画を市内で実施すること。

なお、次に掲げる者は、申請することができません。

ア 大企業、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条または一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項から第3項までに規定する中小企業およびスタートアップ等でない者

(※事業規模や住所、実績を問わず申請できますが、自治会、学生団体、権利能力なき社団、事業を営まない個人、宗教法人や特殊法人は申請不可です)

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

ウ 労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)その他労働関係法令をはじめとした法令に関して重大な違反がある者。

エ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者。

実証実験の実施・支援期間

事業の採択決定日(令和6年8月下旬を予定)から令和7年2月末日まで

支援内容

守山市による各種支援

採択したプロジェクトについて、以下の支援を行います。

1. 市内公共施設、地域企業が有する施設などとの実証実験フィールドの調整
2. 実証実験の参加者や利用者の募集支援、実証実験に係る地元調整
3. 行政の保有するデータや情報の提供(ただし、個人情報とは除く)
4. 実証事業のPR支援
5. 補助金による事業費支援(※希望する場合は以下「補助金による事業費支援」を参照のこと)

補助金による事業費支援

採択されたプロジェクトについて、採択後に別途提出いただく申請書類(※)に記載された経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、以下の経費について最大100万円(補助率2/3)まで補助します。

事業費補助の希望される場合の申請手続き

補助に関しては、採択後に別途守山市宛てに申請いただく必要があります。申請方法等の詳細は、採択後に個別にご案内しますので詳細は採択後に対象事業者にお送りする「守山市官民連携プロジェクトサポート補助金のご案内」をご覧ください。

※補助の対象となる経費については以下のとおりです

【対象経費一覧(参考)】

以下のうち、交付決定日から令和7年2月末日までに支払ったもののみを補助金の対象とします。

1. 直接人件費(補助申請額の4分の1まで)事業に直接関与する者の人件費
2. 原材料費 試作品などに直接使用する原料及び材料の購入に要する経費
3. 設備備品費取得価格10万円以上の購入に要する経費(汎用性が高い物品は除く。)
4. 消耗品費 消耗品の購入に要する経費
5. 旅費・交通費 出張に係る経費、講師等の交通費実費
6. 謝金 事業実施に必要な活動を行うため、講師等に支払う謝金(源泉徴収税額を含む。)
7. 外注委託費 ホームページの作成、保守管理費等
8. マーケティング調査費 販路開拓・拡大に係る調査費用等
9. 広報活動費 広告宣伝費等
10. 借料 事業に専ら使用する車両、パソコン、プリンタ等機器のリース・レンタル費
11. 賃借料 事業実施に必要な施設や土地を借り上げる経費
12. その他市長が必要かつ適当と認める経費(通信運搬費、保険料、知的財産権等)

【補助対象外の経費(参考)】

補助金の対象外とする経費は、次の各号に掲げるものとします。

1. 企業等の経営や当該実施事業以外の事業運営に要する経費(人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費等)
2. 企業等の自社商品開発や研究、技術開発にのみ要する経費
3. 食事会または高額な物品の贈与等を伴う事業に係る経費

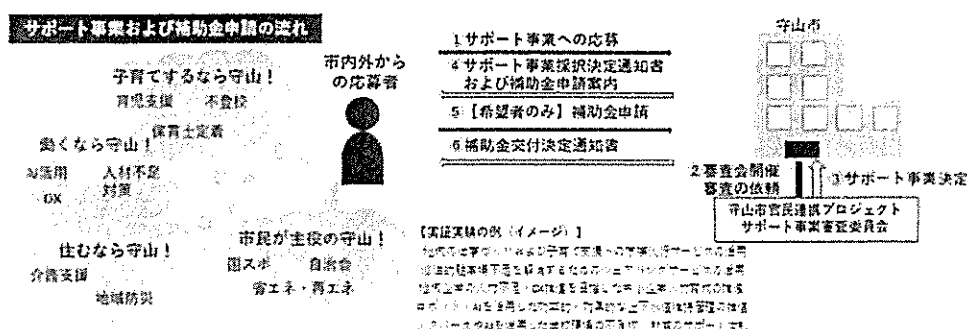
官民連携プロジェクトサポート事業採択事業一覧

ページ番号1010596 更新日 令和6年8月30日

サポート事業の概要

本市をフィールドとして、地域・社会の課題解決を目指す実証実験を行いたい起業家等を募集し、採択した事業者に対し、本市内における実証実験フィールドの斡旋や調整協力、モニター募集等や広報の支援のほか、希望する事業者に対して実証実験に係る事業費の2/3(上限100万円)を補助します。

サポート事業・補助金申請の流れ



サポート事業および補助金申請の流れについては、図の通りです。

プロジェクトの応募状況、審査、採択について

応募総数 全23者(応募期間:令和6年6月14日から7月24日まで)

審査 応募されたプロジェクトについては、1次審査で選考した8者に対して市および外部の有識者を含む5名の委員により、8月7日(水曜)にプレゼンテーション審査を実施。

採択結果 7者 ※採択事業者については下記のとおり

採択事業者名	プロジェクト名	補助金希望額
1 codeless technology株式会社 (東京都千代田区)	申請書類のペーパーレス化の実証実験 使い慣れた書類がそのまま入力フォームになって、紙に書くようにパソコンやタブレットで入力ができるPhotolizeを使って守山市のペーパーレス化に取り組みます。	100万円
2 株式会社セラビア (東京都墨田区)	守山市における中小企業DXエコシステム構築の実証実験 ノーコードを活用したDX人材育成による現場主導での生産性向上、及び技術習得した企業が他社に教える自走型DXエコシステム構築を行います。	90万円
3 一般社団法人古民家再生協会 滋賀南 (滋賀県守山市)	地域共創型空き家管理活用プロジェクト 自治会の空き家対策から始める、地域課題の顕在化と解決伴走支援事業。相談～解決、原因究明までワンストップ体制で行い、解決の横展開と再発防止の仕組み化を実現します。	0円
4 株式会社One Smile Tech (神奈川県横浜市)	笑顔が寄付に変わる! AI保育自動写真撮影サービス	100万円

採択事業者名	プロジェクト名	補助金希望額
	笑顔が寄付に変わるコンセプトを通じて、保育ICTサービスの強化、探求型学習教材、健康経営指標の作成に本実証を通じて取り組みます。	
5 wakabar株式会社 (京都府京都市)	自転車の事故を防止するIoTサービス 自転車走行中における危険箇所をアラートで知らせ事故を防止する。走行情報を収集・分析しフィードバックや、自治体とのデータ共有を行い、安全運転の促進と環境整備をします。	50万円
6 ビジョン株式会社 (東京都中央区)	乳幼児とその保護者の睡眠改善プロジェクト lullabyアプリの特徴である夜泣き・寝かしつけに関する情報提供、最適な寝かしつけタイミングお知らせ機能などを用いて、乳幼児とご家族の睡眠改善を目指します。	100万円
7 スカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社 (滋賀県大津市)	守山市発！！地域と創るドローンライトショーの開発と展開 地域の方々と一緒にドローンライトショーを創るチャレンジを守山市内で実施します。	100万円

キックオフセレモニー

1. 実施日時 令和6年8月30日(金曜) 午後1時から午後2時頃まで
2. 場所 市役所3階応接室
3. 参加予定者 市長および採択事業者
4. 当日の内容 サポート事業の説明、採択事業者による実施プロジェクトの発表、意見交換 など（※なお、事業者はオンラインでの参加となる場合があります）

今後のスケジュール

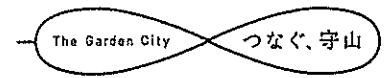
実証実験期間：キックオフセレモニーから令和7年2月末日まで

(中間ヒアリング：令和6年11月頃、最終成果報告会：令和7年2月下旬)

※補助金による支援を希望される事業者については、別途案内し、補助金の交付申請の手続きを行います。

このページに関するお問い合わせ

守山市 都市経済部 企業連携室 企業連携係
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
電話番号：077-582-1165 ファクス番号：077-582-6947
お問い合わせは専用フォームをご利用ください。



守山市 都市経済部
企業連携室
係長

杉本 悠太

Sugimoto Yuta

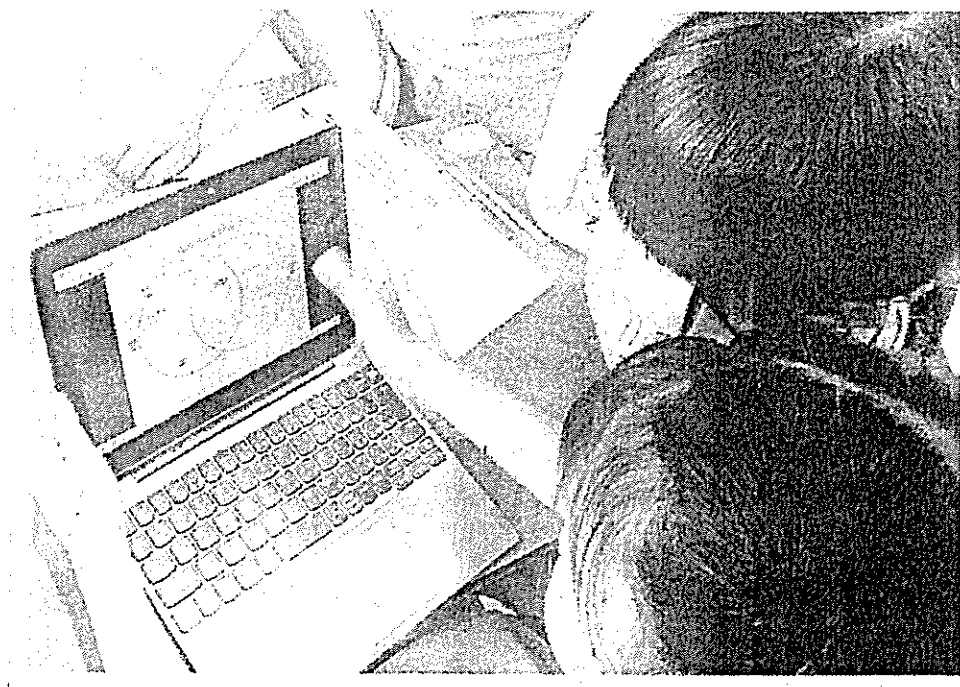
〒524-8585

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話 (077)582-1165 携帯

E-mail:

URL: <http://www.city.moniyama.tg.jp>



山吹小学校の取り組み

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 関本 真樹

年 月 日	令和7年2月3日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.6」 12,500 部 ※同じものを会派の政務活動費で 11,000 部発行(計 23,500 部)				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	新聞折込 22,600 部 街頭配布 900 部				
発行目的	9月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	9月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	㈱プット アップス タイル	40,150 円	@3.212 円×12,500 部	150
	新聞折込費	㈱プット アップス タイル	74,580 円	@3.3 円×22,600 部	151
	※ 全て 100%充当 合計 114,730 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.6				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年 9月定例会

代表質問

一部抜粋

清水 勉 議員

奈良県議会公式ホームページ内議会中継より



- ① 防災対策の推進について
- ② 医療体制の充実について
- ③ 教育の無償化と子育て支援の深化について
- ④ 奈良モデルの今後について
- ⑤ 経済・観光振興に資する道路整備について



① 防災対策の推進について

質問 災害応急対策検討部会での議論を踏まえ、いつ発生しても不思議ではない大規模災害に対応するために停電時の非常用電源を備えた広域防災拠点の整備に早急に取り組むべきでは？

答 検討部会において提示された中間とりまとめでは、北部、南部中核拠点が連携・補完して災害対応にあたることとしている。南部中核拠点では、ベースキャンプ、支援物資保管庫、ヘリパッド、駐機場等を整備する方針である。南部中核拠点の自立した運用、孤立集落の発生、長期の停電リスクに対応するため、非常用電源の確保は重要な課題であり、今後の検討部会で必要量や導入方法を検討していく予定。また、完成後の施設運用についても、訓練を実施しながら改善する工程が重要であると考えている。

一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 大和野平中央における新たなまちづくりについて
- ② 奈良スーパーアプリの市町村との共同利用について
- ③ 県道の維持管理について
- ④ 県立高等学校における熱中症対策と体育館等への空調設置について

県立高等学校の熱中症対策と体育館等への空調設置について

質問 熱中症の危険と隣り合わせの状況で体育や部活動に取り組む高校生の現状について、どのように認識していますか？また、今後の熱中症対策と、体育館や武道場への空調設置に関する方針は？

答 体育や部活動等での運動中、特に施設内での活動は熱中症リスクが高いと認識している。県では各種の予防対策に注力するとともに、県立高校の体育館への空調設備は、計画を前倒しして、体育科設置校などから設置に着手していく。武道場等への設置は、必要性を判断し検討を行う。

関本 真樹 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① コンテンツの整備による観光誘客の推進について
- ② 県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について
- ③ 奈良県教育振興大綱について
- ④ 小中学校における1人1台端末の活用について

県立民俗博物館及び民俗資料整理の今後の方向性について

質問 県立民俗博物館の展示スペースについて、今後の方向性やスケジュールは？また、県で保管している民俗資料の整理について、現況と今後の計画についてお聞かせください。

答 大量の民俗資料の整理に向け、専門家の協力を得て、令和7年度中の収集・保存ルールの策定を目指すとともに、資料やデータ整理を実施し、収納スペースの確保に取り組む。令和9年度中の展示室の再開に向け、収蔵展示やデジタルアーカイブによる公開などの検討を進める。

星川 大地 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について
- ② ソーシャルメディアを活用した情報発信について
- ③ 高齢者の介護予防の取組について
- ④ 奈良公園周辺における観光施策について
- ⑤ 優秀な警察官の確保について

過疎地域における高齢者等の移動手段の確保について

質問 公共交通が脆弱な過疎地域などにおいては、自家用車の代替手段となる地域公共交通を維持する必要があると考えますが、どのような取組を行っていますか？

答 公共交通サービスの維持・充実に向け、市町村、交通事業者等と連携し、様々な取組を推進している。具体的には広域バス路線運行費の一部補助、住民に身近な移動手段確保に取り組む市町村の実証運行等の取組への支援や市町村等が自家用車を活用して実施する「公共ライドシェア」のモデルケースの組成に取り組んでいる。

福西議員の議会質問後、山下知事が「空調設備の設置を前倒して完了することを目指す」と方針を示しました。

特別支援学校の体育館

令和9年度末の設置完了を計画を前倒しして、令和8年度末の設置完了を目指す。

県立高校の体育館

特別支援学校の設置完了後に着手予定の計画を前倒しして、令和6年度から着手し、早期の設置完了を目指す。

令和6年11月12日 知事定例会記者会見資料より



委員会 報告

各委員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。



奈良県議会が

令和5年度決算を不認定に!

令和6年 9月定例会報告

山下知事が誕生し、大型公共事業(約72億円)の執行停止、見直しを行ったことを理由に、令和5年度の決算を自民党、公明党、立憲民主党等が不認定としました。大型事業の見直しは山下知事が選挙の公約に掲げた目玉政策。独断専行の前知事時代の奈良県政を改め、県民に軸足を置いた行政を求めたのは奈良県民です。その思いを否定し、奈良県を改革されては困ると言う今回の不認定は、県民への背信行為と言えます。

決算不認定とは?

令和5年度の奈良県の1年間の事業を「議会が認めないこと」を意味します。不認定とした理由は、山下知事の予算執行停止とことです。採決では、自民党・無所属の会(22)、公明党(3)、新政なら(2)、共産党(1)の計28名が不認定を賛成。

県民不在の奈良県議会

私たち会派「日本維新の会」は山下知事だからと言ってなんでも賛成してきたわけではありません。時には激しい論戦も行っています。それは、県民の安心安全が守られ、県民生活が少しでも向上すれば良いとの考えだからです。しかし他会派は、党利党略のために「反対のための反対」の繰り返し。県民の民意を否定している行動です。一体どこを向いて政治を行っているのでしょうか。「対話が足りない」とか「説明不足」を指摘する他会派の議員ですが、ぜひ県議会の録画をご覧ください。山下知事が全ての質問に真摯に答弁し、説明を尽くしている姿がよくわかります。これからも私たちは県民の皆様にも軸足を置いた県議会に向け、改革を進めていきます。

県議会の録画は
こちらから

予算執行停止とは?

昨年4月に大型公共事業見直しを掲げ当選した山下知事が誕生。山下知事は、これまで荒井県政で計画されてきた大型公共事業に予算を使わず、子育て・教育、道路整備などに予算の使い道を変えました。これは、就任前の公約に掲げていたことです。つまり、県議会が民意を否定したのです。

● 山下知事が予算執行停止した事業例

リニア中央新幹線の関西四府県直通延伸 ▲1,900億円

大和巨大駅のうち近畿奈良延伸延伸事業 ▲800億円

新幹線延伸する大和地区の山形地区の整備 ▲650億円

※従来の事業計画で比較

予算執行停止で
どうなったの!?

約58億円の県債発行を抑制!

生まれた財源の一部で、

高校授業料無償化!

長らく放置されてきた県立高校のトイレ改修!

道路や公園整備の予算増!などを実現



奈良市 松尾 勇臣 まさひろ 奈良市長選挙 奈良市議会議員 奈良市議会議員 奈良市議会議員	大和郡 清水 勉 つとむ 大和郡議会議員 大和郡議会議員 大和郡議会議員	宇陀市 佐藤 光紀 ひろあき 宇陀市長選挙 宇陀市議会議員 宇陀市議会議員	新城市・山辺郡 中川 崇 たかし 新城市議会議員 山辺郡議会議員 山辺郡議会議員
磯城郡 小林 誠 まこと 磯城郡議会議員 磯城郡議会議員 磯城郡議会議員	桜井市 工藤 将之 まさゆき 桜井市長選挙 桜井市議会議員 桜井市議会議員	橿原市 福西 広理 ひろし 橿原市長選挙 橿原市議会議員 橿原市議会議員	大和郡山市 関本 真樹 まさもと 大和郡山市議会議員 大和郡山市議会議員 大和郡山市議会議員
磯城郡山辺町 松本 秀一郎 ひでお 磯城郡山辺町議会議員 磯城郡山辺町議会議員	香芝市 清田 典章 かつむら 香芝市長選挙 香芝市議会議員 香芝市議会議員	磯城郡新宮市 山田 洋平 ひろし 磯城郡新宮市長選挙 磯城郡新宮市議会議員 磯城郡新宮市議会議員	奈良市・山辺郡 星川 大地 ひろし 奈良市議会議員 山辺郡議会議員 山辺郡議会議員

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2025 年 2 月 10 日				
政務活動先	神奈川県川崎市				
政務活動の目的	健康促進施策である、健康ポイント事業の取組と成果について知見を広げる				
相手方	川崎市役所 健康福祉局保健医療政策部				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	導入に至った経緯や取組の進捗、成果や今後の展望について説明を聞く。どのように持続、発展させていくかという点がとても参考になり、奈良県においても実施する必要性を強く感じる。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	川崎市役所	駐車場代		700 円	153
	川崎市役所	近鉄日本鉄道	近鉄郡山～京都	830 円	154
	川崎市役所	新幹線	京都～品川	13,320 円	155
	川崎市役所	JR 在来線	品川～川崎	230 円	156
	帰宅	JR 在来線	川崎～品川	230 円	157
	帰宅	新幹線	品川～京都	13,320 円	158
	帰宅	近鉄日本鉄道	京都～近鉄郡山	830 円	159
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
合計 29,460 円 (すべて政務活動)					
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2024年、川崎市は
市制100周年をむかえます。

川崎市 健康福祉局
保健医療政策部
保健医療政策担当係長

島野 洋介

SHIMANO YOUSUKE

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎13階

TEL 044-200-1218 FAX 044-200-3986

E-mail: [REDACTED]

COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2024年、川崎市は
市制100周年をむかえます。

川崎市 健康福祉局
保健医療政策部
保健医療政策担当課長

土元 寛人

TSUCHIMOTO HIROTO

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎13階

TEL 044-200-1218 FAX 044-200-3986

E-mail: [REDACTED]

かわさきTEKTEKとは

公開日：2024年3月18日

更新日：2025年4月11日

ページ内目次

- ▶ [かわさきTEKTEKの概要](#)
- ▶ [アプリの名称について](#)
- ▶ [ポイントプログラム](#)
- ▶ [ポイントの獲得期間](#)
- ▶ [アプリの使い方に関するお問い合わせ](#)

かわさきTEKTEKの概要

川崎市ではウォーキングアプリ「かわさきTEKTEK」を活用した新たな健康事業を令和5年10月から開始しました。

参加者は、歩いてアプリ内で貯めたポイントを応援したい川崎市立の小・中学校（特別支援学校を含む）から選んで寄附します。さらに、寄附したポイントに応じて付与されるチケットで、川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダース、協賛企業等からの応援特典の抽選に応募することができます。また、学校では寄附されたポイント数に応じた応援金を市から受け取り、子ども達の学校生活を充実させるために活用します。

このアプリにより、市民の健康意識を高め、さらにその運動の成果を子ども達の学校生活に還元し、健康と優しさが循環する「健康循環社会」の構築を目指します。



事業スキーム

アプリの名称について

本事業は歩いた成果を本人だけでなく、子ども達に還元していくことから

T：楽しく E：笑顔で K：健康に T：貯まった E：笑顔は K：子ども達に

という意味を込めて「かわさきTEKTEK」という名称にしました。

ポイントプログラム

ポイントプログラム

ポイント付与項目	付与ポイント数
1日の歩数2,000歩～4,999歩	5ポイント
1日の歩数5,000歩～7,999歩	10ポイント
1日の歩数8,000歩以上	20ポイント
イベント	イベントごとに設定
バーチャルウォーキングコース	1コース制覇につき30ポイント～
リアルウォーキングコース	1コース制覇につき30ポイント～
スタンプラリー	1拠点制覇ごとに1ポイント～
アプリ紹介	1回20P（ポイント付与は1日1回）
アンケート回答	アンケートごとに設定
新規登録ボーナス	100ポイント

ポイントの獲得期間

令和7年度のポイント獲得期間は令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）までです。また、応援特典の申込み期間は令和8年3月1日（日曜日）から令和8年3月31日（火曜日）までを予定しています。

アプリの使い方に関するお問い合わせ

カラダライブコールセンター（平日9時～18時（年末年始は除く））

0570-077-122（ナビダイヤル）

お問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課健康事業担当

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-1218

ファクス：044-200-3986

メールアドレス：

コンテンツ番号164157

同じ分類から探す

▶ [かわさきTEKTEK（健康ポイント事業）](#)（この記事の分類）

▶ [かわさきTEKTEKとは](#)

▶ [かわさきTEKTEKのダウンロードについて](#)

▶ [かわさきTEKTEKの寄附の活用状況について](#)

小学校別応援状況一覧（令和7年4月9日現在）

番号	学校名	寄付ポイント(P)	金額換算(円)	達成割合(%)	応援金上限額(円)
1	殿町	1,900	190	0.38	50,000
2	四谷	200	20	0.03	60,000
3	東門前	1,100	110	0.09	120,000
4	大師	1,200	120	0.12	100,000
5	川中島	1,600	160	0.13	120,000
6	藤崎	900	90	0.09	100,000
7	さくら	500	50	0.08	60,000
8	大島	400	40	0.08	50,000
9	渡田	700	70	0.06	120,000
10	東小田	100	10	0.02	50,000
11	小田	700	70	0.08	90,000
12	浅田	300	30	0.06	50,000
13	東大島	100	10	0.02	50,000
14	向	100	10	0.02	60,000
15	田島	300	30	0.04	70,000
16	新町	1,100	110	0.22	50,000
17	旭町	300	30	0.03	100,000
18	宮前	900	90	0.08	120,000
19	川崎	1,400	140	0.18	80,000
20	京町	700	70	0.12	60,000
21	幸町	300	30	0.03	100,000
22	南河原	700	70	0.10	70,000
23	御幸	700	70	0.05	140,000
24	西御幸	900	90	0.18	50,000
25	戸手	700	70	0.09	80,000
26	古川	1,300	130	0.08	170,000
27	東小倉	1,400	140	0.13	110,000
28	下平間	1,500	150	0.19	80,000
29	古市場	400	40	0.06	70,000
30	日吉	700	70	0.04	170,000
31	小倉	300	30	0.02	130,000
32	南加瀬	100	10	0.01	80,000
33	夢見ヶ崎	500	50	0.07	70,000
34	新小倉	2,300	230	0.29	80,000
35	下河原	200	20	0.04	50,000
36	平間	1,000	100	0.11	90,000
37	玉川	1,500	150	0.17	90,000
38	下沼部	1,300	130	0.10	130,000
39	苅宿	800	80	0.08	100,000

小学校別応援状況一覧（令和7年4月9日現在）

番号	学校名	寄付ポイント(P)	金額換算(円)	達成割合(%)	応援金上限額(円)
40	木月	600	60	0.10	60,000
41	東住吉	100	10	0.01	100,000
42	住吉	600	60	0.08	80,000
43	井田	200	20	0.01	160,000
44	今井	700	70	0.07	100,000
45	上丸子	1,300	130	0.09	140,000
46	西丸子	800	80	0.10	80,000
47	中原	1,400	140	0.11	130,000
48	宮内	500	50	0.04	140,000
49	大戸	1,400	140	0.12	120,000
50	下小田中	1,100	110	0.06	170,000
51	新城	1,300	130	0.11	120,000
52	大谷戸	2,100	210	0.14	150,000
53	小杉	700	70	0.05	140,000
54	子母口	900	90	0.05	180,000
55	橘	1,100	110	0.08	140,000
56	末長	1,100	110	0.06	170,000
57	新作	300	30	0.03	100,000
58	東高津	800	80	0.05	160,000
59	坂戸	1,100	110	0.10	110,000
60	久本	2,400	240	0.18	130,000
61	下作延	2,000	200	0.25	80,000
62	高津	800	80	0.04	200,000
63	梶ヶ谷	800	80	0.06	130,000
64	西梶ヶ谷	900	90	0.10	90,000
65	久末	900	90	0.08	110,000
66	上作延	900	90	0.09	100,000
67	南原	1,600	160	0.32	50,000
68	久地	700	70	0.06	120,000
69	野川	200	20	0.01	140,000
70	西野川	200	20	0.03	60,000
71	南野川	200	20	0.03	60,000
72	宮崎	900	90	0.05	200,000
73	鷺沼	2,000	200	0.12	170,000
74	有馬	600	60	0.10	60,000
75	西有馬	500	50	0.04	140,000
76	富士見台	2,800	280	0.16	180,000
77	宮前平	800	80	0.07	120,000
78	宮崎台	1,200	120	0.09	140,000

小学校別応援状況一覧（令和7年4月9日現在）

番号	学校名	寄付ポイント(P)	金額換算(円)	達成割合(%)	応援金上限額(円)
79	向丘	500	50	0.05	100,000
80	平	1,100	110	0.14	80,000
81	白幡台	300	30	0.06	50,000
82	菅生	600	60	0.05	120,000
83	稗原	300	30	0.03	90,000
84	犬蔵	2,000	200	0.13	150,000
85	土橋	4,100	410	0.26	160,000
86	稲田	1,000	100	0.08	130,000
87	長尾	100	10	0.02	50,000
88	宿河原	0	0	0.00	120,000
89	登戸	1,400	140	0.12	120,000
90	中野島	400	40	0.03	140,000
91	下布田	600	60	0.10	60,000
92	東菅	500	50	0.06	90,000
93	南菅	500	50	0.10	50,000
94	西菅	600	60	0.12	50,000
95	菅	700	70	0.05	130,000
96	東生田	1,000	100	0.09	110,000
97	三田	1,200	120	0.17	70,000
98	生田	1,100	110	0.16	70,000
99	南生田	800	80	0.05	150,000
100	長沢	900	90	0.09	100,000
101	西生田	700	70	0.05	140,000
102	千代ヶ丘	1,300	130	0.16	80,000
103	金程	1,300	130	0.22	60,000
104	百合丘	700	70	0.05	130,000
105	南百合丘	2,300	230	0.18	130,000
106	麻生	1,100	110	0.10	110,000
107	東柿生	800	80	0.13	60,000
108	王禅寺中央	200	20	0.03	80,000
109	真福寺	1,100	110	0.22	50,000
110	虹ヶ丘	100	10	0.02	50,000
111	柿生	2,200	220	0.17	130,000
112	岡上	700	70	0.14	50,000
113	片平	2,900	290	0.29	100,000
114	栗木台	900	90	0.09	100,000
115	はるひ野	1,100	110	0.09	120,000

中学校別応援状況一覧（令和7年4月9日現在）

番号	学校名	寄付ポイント(P)	金額換算(円)	達成割合(%)	応援金上限額(円)
J01	大師	500	50	0.05	110,000
J02	南大師	100	10	0.02	50,000
J03	川中島	400	40	0.04	110,000
J04	桜本	0	0	0.00	50,000
J05	臨港	0	0	0.00	80,000
J06	田島	0	0	0.00	50,000
J07	京町	0	0	0.00	50,000
J08	渡田	0	0	0.00	50,000
J09	富士見	300	30	0.03	100,000
J10	川崎	100	10	0.02	60,000
J11	川崎高附属	100	10	0.02	60,000
J12	南河原	100	10	0.02	50,000
J13	御幸	100	10	0.01	130,000
J14	塚越	500	50	0.04	130,000
J15	日吉	700	70	0.12	60,000
J16	南加瀬	200	20	0.02	110,000
J17	平間	500	50	0.06	80,000
J18	玉川	100	10	0.01	70,000
J19	住吉	100	10	0.02	60,000
J20	井田	200	20	0.02	90,000
J21	今井	300	30	0.05	60,000
J22	中原	300	30	0.04	70,000
J23	宮内	900	90	0.08	110,000
J24	西中原	800	80	0.04	220,000
J25	東橘	100	10	0.01	140,000
J26	橘	700	70	0.05	150,000
J27	高津	0	0	0.00	80,000
J28	東高津	200	20	0.02	90,000
J29	西高津	200	20	0.01	140,000
J30	宮崎	100	10	0.01	180,000
J31	野川	100	10	0.01	120,000
J32	有馬	0	0	0.00	130,000
J33	宮前平	900	90	0.05	190,000
J34	向丘	1,200	120	0.12	100,000
J35	平	0	0	0.00	50,000
J36	菅生	0	0	0.00	100,000
J37	犬蔵	100	10	0.01	100,000
J38	稲田	300	30	0.02	150,000
J39	枅形	100	10	0.02	60,000

特別支援学校別応援状況一覧（令和7年4月9日現在）

番号	学校名	寄付ポイント(P)	金額換算(円)	達成割合(%)	応援金上限額(円)
T01	聾学校	700	70	0.14	50,000
T02	中央支援学校	0	0	0.00	50,000
T03	田島支援学校桜校	0	0	0.00	50,000

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 関本 真樹					
年 月 日	令和7年3月26日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.7」 39,200 部 ※同じものを会派の政務活動費で 11,000 部発行(計 49,200 部)				
対象者	奈良県民				
配布方法	奈良県内新聞折込 49,200 部				
発行目的	12月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	12月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費	(株)プット アップス スタイル	107,800 円	@2.75 円×39,200 部	176
	新聞折込費	(株)プット アップス スタイル	162,360 円	@3.3 円×49,200 部	177
	※ 全て 100% 充当 合計 270,160 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.7				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年 12月定例会報告

国際交流事業を どう考えるか？

奈良県と韓国(忠清南道)友好提携15周年交流推進事業にて、K-POPアーティストを含むイベントに、約2.7億円を支出する事業案が大きな議論になりました。予算案は、自民党の8名、新政ならの1名、無所属の1名の議員と共に、日本維新の会も賛成し、可決されました。

令和7年度には日韓国交回復60周年を迎えますが、北朝鮮の拉致問題や中露との外交関係が厳しい状況下で、日韓関係は重要性を増しています。

私たち会派「日本維新の会」は、海外との文化交流を進め、地方政府間のつながりを強化すべきと考えております。

一方で、イベントの予算規模や場所、開催形態など、当初案には問題もあると考えたため、山下知事に対して、申入書を提出しました。

建設的な提案をする 維新!

【知事に申入を行なった内容】

- ▶ 県からの実質的な支出額を抑えること
- ▶ 奈良公園以外の会場も再検討すること
- ▶ 規模を再検討すること
- ▶ ボランティアにも協力を求めること
- ▶ 県内消費を促す仕組みを設けること
- ▶ 国際交流基金の効果的な活用方法を引き続き研究していくこと
- ▶ 以上のこと等の実施過程を県議会に丁寧に説明すること

知事は申入を受けて、より良い開催形態を模索することになりました。

日本維新の会は、
知事に対しても、是々非々のスタンスで臨みます。

また、批判だけではなく、
どうすればより良い形になるのか徹底的に議論を行い、
前向きな代替案を提案してまいります。

身近な道路が改善される!!

『ならの道リフレッシュプロジェクト』の拡大

(令和7年~)

大型車の交通量に関わらず「自動車交通量の多い身近な道路」にも道路リフレッシュ策を強化!



山下県政が開始してから、県では当プロジェクトを通じて、舗装の耐久性向上、区画線の維持修繕などに努めてきました。私たち会派「日本維新の会」は、知事に対して、損傷の激しい道路修繕を加速するよう呼びかけてきましたが、大きく前進しました。

メンバー紹介

佐藤 勇臣 さとう ゆうじん 建設委員会 南部・高田地区振興対策特別委員会	佐藤 光紀 さとう みつひ 経済対策委員会 観光振興対策・地域公共交通対策特別委員会	中川 崇 なかがわ たかし 建設委員会 少子化対策・女性の活躍促進スポーツ振興対策特別委員会
小林 誠 こばやし まこと 建設委員会 少子化対策・女性の活躍促進・文化・観光対策特別委員会 観光振興対策委員会	工藤 将之 いくどう まさゆき 厚生委員会 南部・高田地区振興対策特別委員会	福西 広理 ふくにし ひろふみ 文教くらし委員会 観光振興対策委員会 観光振興対策委員会
松本 秀一 まつもと ひさひさ 観光振興対策委員会	清田 典章 きよた のりあき 経済対策委員会	山田 洋平 やまだ ひろはる 経済対策委員会
星川 大地 せしかわ だいち 文教くらし委員会		

令和6年 12月定例会

代表質問

一部抜粋

松木 秀一郎 議員

奈良県議会公式ホームページ内議会中継より



- ① 県政運営に取り組む姿勢について
- ② 外部からのハラスメントへの対応について
- ③ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後を見据えたスポーツ振興について
- ④ がん検診の促進について
- ⑤ 「ならの道リフレッシュプロジェクト」について
- ⑥ 県立学校における施設・設備の老朽化対策について



スポーツ振興について



国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会後を見据えたスポーツ振興のためには、次世代アスリートの育成も重要と考えるが、知事の所見を伺いたい。



次世代アスリート育成は重要だと考えており、県では、ジュニアアスリートの発掘・育成、強化支援を進める計画だ。令和6年度は未来のトップアスリート発掘育成事業を実施。加えてトップアスリートの人材育成機関が必要と考え、川西町での世界的スポーツチーム関連拠点の誘致を打ち出した。サッカークラブチーム「FCバルセロナ」の関係者が来県した際に、アジア初開設となるトップレベルの選手育成のためのアカデミーを日本で検討している旨を直接伺った。奈良県への設置にも前向きであったため、誘致に向けたトップセールスを行う予定だ。

一般質問

一部抜粋

工勝 将之 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 保育士確保のための県の施策について
- ② 私立高校無償化の制度拡充について
- ③ 部活動による県立高校の魅力創出について
- ④ 主要地方道桜井吉野線の事業進捗について

私立高校無償化の制度拡充について

奈良県の子ども達が、金銭的な問題で私立高校への進学をあきらめるようなことのないよう、私立高校無償化の世帯収入制限をなくす考えはないか、今後の見通しについて伺いたい。

令和6年度から高等学校授業料等の実質無償化を開始したことで、家庭の経済状況に関わらず、希望する県内私立高校に進学できた生徒が一定程度増加したと捉えている。世帯収入制限撤廃については、行財政改革の取組により財源の確保を進め、志望動向への影響や他府県の動向等を睨みつつ、県民の声を聞き検討してまいりたい。

清田 典章 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 行財政改革の推進について
- ② 文化財発掘調査の効率化について
- ③ 県内の周産期医療体制確保について
- ④ 林業振興施策について
- ⑤ 部活動指導の地域連携・地域移行について

部活動指導の地域連携・地域移行について

部活動指導の地域移行の完了に向けて、次年度以降、地域連携や地域移行にどのように取り組んでいくのか。

県教育委員会では手引きを作成し、地域クラブ活動への移行が可能な活動から順次移行をお願いしている。一方、直ちに移行が困難な活動については、部活動指導員を活用し学校部活動を暫定的に継続する地域連携も可能とした。今後も、市町村と連携し、理解促進に向けた周知活動を行うとともに、地域移行に伴い発生する保護者負担の軽減についても検討を進める。

山田 洋平 議員



奈良県議会公式ホームページ内議会中継より

- ① 県立病院機構の経営改善について
- ② なら食と農の魅力創造国際大学校 (NAFIC) について
- ③ 奈良県文化会館の有効活用について
- ④ シニア世代の更なる活躍について
- ⑤ 県庁の働き方改革について
- ⑥ 超高齢社会に向けた看護師確保について
- ⑦ 辻町インターチェンジのフルランプ化について

なら食と農の魅力創造国際大学校 (NAFIC) について

17億円の建設費、年間2億円の運営費がかかっているNAFICについて、フードクリエイティブ学科(料理学校)は、20名の定員にも関わらず定員割れが続いており、今後の在り方を検討すべきと思うが、設立10年を経た現在の知事の総括を伺いたい。

県が大阪の専門学校から講師を呼んで料理学校を運営しており、当初から市場原理を無視した計画だ。ご指摘の通り課題があるため、今後は短期カリキュラムの導入や卒業生の県内定着の向上への誘導策など対策を検討していきたい。

委員会 報告

各委員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会

山田 洋平



山田

民生委員会



工勝

松木

経済労働委員会



佐藤

松木

清田

建設委員会



松木

中川

文教くらし委員会



松木

松木

中川

令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 関本 真樹

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 奈良県大和郡山本町918 相本ビル 202 電話 080-6215-0287 延べ床面積 37 m ²
③他用途との兼用	☒ 無 ☐ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社東建物産)) 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ☒ 事務所全体面積 37 m ² (a) うち政務活動使用面積 37 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b)/(a) = 37/37 → 按分率 100%
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 100% $\frac{1}{1}$ (按分率の考え方: 政党活動は市内にある支部事務所にて、) 後援会活動は自費で実施
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 来客専用 按分率 $\frac{1}{2}$ ☒ 来客兼用 按分率 $\frac{1}{2}$ (按分率の考え方: 来客兼用のため、 $\frac{1}{2}$ で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 100% $\frac{1}{1}$ (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

頭 書		
当事者	賃 貸 人 (甲)	株式会社泉建物開発
	賃 借 人 (乙)	関本 真樹
契約物件	物 件 名	粕本ビル (202) 号室
	住 居 表 示	太和郡山市小泉町 918
	所 在 (地 番)	未登記の為、地番なし
	家 屋 番 号	
	構 造	鉄骨造 2 階建
	賃 貸 借 面 積	2 階部分 約 37 m ² (登記簿 m ² の一部)
賃貸借条件	使 用 目 的	事務所 (政治活動)
	契 約 期 間	令和 5 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 9 日までの 2 年間
	敷 金	50,000 円
	礼 金	50,000 円
	賃 料	44,000 円 (内消費税 4,000 円)
	共 益 費	0 円
	駐 車 場	11,000 円 (内消費税 1,000 円) ※2 台分
	月 額 合 計	55,000 円 (内消費税 5,000 円)
賃料・共益費等の 振 込 先		南都銀行 支店
		(フリガナ) マネジョウカンリカブシカイシャ
		口座名義 正木商事管理株式会社

※この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

賃貸人 (以下甲という) と賃借人 (以下乙という) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約 (以下本契約という) を締結した。その証として本契約書 2 通を作成し記名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。



建 物 賃 貸 借 契 約 書

物 件 名 粕本ビル 202 号室

貸主（甲） 株式会社泉建物開発

借主（乙） 関本 真樹

奈良のおもてなし「奈良ゴコロ」

賃貸のマサキ

建物賃貸借契約書

頭 書		
当事者	賃 貸 人 (甲)	株式会社泉建物開発
	賃 借 人 (乙)	関本 真樹
契約物件	物 件 名	粕本ビル (202) 号室
	住 居 表 示	大和郡山市小泉町 918
	所 在 (地 番)	未登記の為、地番なし
	家 屋 番 号	
	構 造	鉄骨造 2 階建
	賃 貸 借 面 積	2 階部分 約 37 m ² (登記簿 m ² の一部)
賃貸借条件	使 用 目 的	事務所 (政治活動)
	契 約 期 間	令和 5 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 9 日までの 2 年間
	敷 金	50,000 円
	礼 金	50,000 円
	賃 料	44,000 円 (内消費税 4,000 円)
	共 益 費	0 円
	駐 車 場	11,000 円 (内消費税 1,000 円) ※2 台分
	月 額 合 計	55,000 円 (内消費税 5,000 円)
賃料・共益費等の 振 込 先		南都銀行 〇〇〇〇〇〇〇〇支店
		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		(フリガナ) マサキョウジカンリカブシカイシャ 口座名義 正木商事管理株式会社

※この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

賃貸人 (以下甲という) と賃借人 (以下乙という) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約 (以下本契約という) を締結した。その証として本契約書 2 通を作成し記名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

第1条 (賃貸借物件の表示)

本契約物件は頭書に記載の通りとする。

第2条 (使用目的)

- (1) 乙は、本物件を頭書に記載する範囲でのみ使用し、これ以外の目的に使用してはならない。
- (2) 乙は、本物件を頭書に記載以外の目的に使用するときは、事前に甲の承諾を得るものとする。
- (3) 本物件の営業内容、営業時間等は所轄官公庁の許認可を取得し、その指導内容を遵守すること。

第3条 (賃貸借条件)

賃貸借条件は頭書に記載の通りとする。賃料・共益費・その他諸費用の支払いは、毎月1日までにその当月分を甲の指定する方法にて支払うものとする。尚、振り込みが必要な場合、振込手数料は乙の負担とする。

第4条 (敷金・礼金・保証金)

(敷金)

- (1) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書に記載する敷金を契約締結時に無利息にて甲に預け入れるものとする。
- (2) 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しない時は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。乙は、この場合において本物件を明渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- (3) 甲は、乙が本物件を明渡し本契約による乙の債務の履行を全て完了した翌月末日迄に、乙の過失により発生する費用を契約の長短に関わらず敷金より相殺し、その残金を乙に返還するものとする。
- (4) 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。
- (5) 賃料が増額された場合、乙は頭書に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

(礼金)

- (1) 乙は、頭書に記載する礼金を本契約締結時に甲に支払うものとし、契約期間中や契約満了時、又は途中解約時を問わず、返金されないものとする。

(保証金)

- (1) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書に記載する保証金を契約締結時に無利息にて甲に預け入れるものとする。
- (2) 賃料が増額された場合、乙は頭書に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- (3) 甲は、保証金から頭書に記載する解約引を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除する。尚、残額がある場合は、本物件の明渡しした翌月末日迄にその残額を乙に返還しなければならない。
- (4) 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第5条 (物件の引渡し)

- (1) 本物件の引渡し期日は令和5年11月10日と定め、乙は甲が指定した必要書類の提出及び必要手続きを完了し、これと引換えに甲は乙へ鍵の引渡しを行うものとする。

(2) 甲は、前項引渡し期日までに賃貸借契約目的以外の設備、物品等がある場合には、それを撤去のうえ乙へ引渡しを行うものとする。

第6条 (費用負担)

建物の公租公課は甲が負担し、設備から生じるガス、電気、水道料及び各種維持管理料、自治会費等の負担は、本物件引渡し日より乙の負担とする。

第7条 (危険負担)

(1) 本物件の引渡し期日、又は、敷金・礼金・保証金決済期日以前に乙の責任によらない天災、地変、流出、火災等による物質的毀損や、公用徴収、建築制限道路編入等の公法上の負担がある場合、その損失は甲の負担とする。

(2) 前項の場合に契約締結の目的が達せられないときは、乙は契約を解除することができる。

(3) 乙が前項により契約を解除した場合、甲は受領済の金銭全額を返済しなければならない。

第8条 (賃貸借契約期間及び更新、解約)

(1) 賃貸借契約期間については、頭書に記載の通りとする。但し、期間満了の3ヵ月前迄に、甲乙双方より本契約の解約について何ら申し出がない場合、本契約は賃料等同一条件にて期間満了から2年更新し、以後も同様とする。

(2) 賃貸借契約期間中に乙が契約の解除、明渡しを行うときは明渡し期日をその3ヵ月以上前に甲へ書面にて予告するものとし、解約月の日割り算定は出来ないものとする。尚、予告日より3ヵ月分の賃料等を支払う事により随時解約・終了する事が出来るものとする。

(3) 前項の甲への予告後、乙は撤回取り消しを出来ないものとする。

(4) 賃貸借契約期間中に甲に正当な理由が生じて本契約更新を拒絶しようとするときはその6ヵ月前までに乙へ予告するものとする。

第9条 (賃料、その他の費用の改定)

賃料、共益費、その他の諸費用について、賃貸借契約期間中であっても公租公課の増額、物価及び本物件の価値の変動、近隣賃貸借相場の上昇、及び建物、設備の保全費用等に増額等がある場合は甲乙協議の上改定できる。

第10条 (店舗総合保険・借家人賠償保険)

甲は、本物件の引渡し日までに自己の負担で本物件に対し時価相当額の保険へ付保するものとする。乙は賃貸借期間中、店舗総合保険へ付保するものとし、甲に対する賠償を補うための借家人賠償保険を付加するものとする。

第11条 (善管注意義務)

(1) 乙は、本物件の引渡し後、本物件について善良なる管理者としての注意義務をもって使用管理し、維持修繕の必要が生じた場合には、すみやかに甲に通知しなければならないものとする。

(2) 乙は、甲より貸与された鍵を万一紛失又は破損した場合、直ちに甲に連絡の上、乙の負担で鍵の設置を行うものとする。また、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(3) 乙は、乙または乙の使用人・顧客・出入業者等が故意または過失により本物件に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。但し、甲が付保した保険によって補填される分は除くものとする。

第 12 条 (立ち入り権)

- (1) 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全、その他の本物件の管理上緊急に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- (2) 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- (3) 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- (4) 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第 13 条 (守秘義務)

甲及び乙は、本契約に関し知り得た事項を相手方の承諾のない限り、本契約の存続期間中はもちろん契約終了後といえども他に漏洩してはならないものとする。

第 14 条 (反社会的勢力でないことの確約)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各項に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者及びその構成員、又は過激な政治活動集団、組織犯罪集団（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第 15 条 (禁止事項)

乙は、下記各項に該当する行為をしてはならない。

- (1) 本契約に基づく賃借権の譲渡、権利譲渡、什器備品の売買、転貸等を行なわないことは勿論、名目の如何を問わず本物件の一部又は、全部を第三者に使用させてはならない。
- (2) 乙が敷金・保証金を甲に預託している場合において、返還請求権を第三者に譲渡又は、これを担保に供してはならない。
- (3) 乙及び第三者がその理由の如何を問わず、本物件内に宿泊又は居住してはならない。
- (4) 甲の承諾なしに本物件を頭書に記載する使用目的以外に使用してはならない。
- (5) 本物件の共用部分をみだりに占有、使用してはならない。
- (6) 甲の承諾なしに本契約始期の原状に変更を及ぼすような改裝工事、模様替え等を施してはならない。
- (7) 乙が集合看板、商号看板等を設置するときは予め、各市町村の屋外広告物条例に基づいた取り付け場所、大きさ、色調等を甲へ書面にて通知するものとし、甲の承諾なきものを設置してはならない。
- (8) 甲に無断で、商号、屋号、店名、営業種目等を変更してはならない。
- (9) 鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品を製造又は保管してはならない。

- (10) 甲に無断で、大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けてはならない。
- (11) 騒音等の迷惑行為を行ってはならない。
- (12) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。
- (13) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせることをしてはならない。
- (14) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせてはならない。
- (15) 反社会的勢力の事務所として使用又は看板、代紋等の掲示をしてはならない。
- (16) 物件の内外、周辺において、一見して暴力団関係者と認められるような服装、態度で徘徊、若しくは拝集し又は放歌高吟するなどにより近隣者及び付近住民に不安を抱かせるような行為をしてはならない。

第 16 条 (賃貸借契約の解除)

乙に下記各項に該当する行為又は事実が判明したときは、甲は乙へ催告のうえ、本賃貸借契約を解除することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。

- (1) 本書賃貸借条件に定めた賃料、共益費、その他の諸費用等、本契約に基づく諸債務の支払を 2 ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 乙に正当事由や甲に予め通知せずに 3 ヶ月以上本物件を使用しない又は営業しないとき。
- (3) 本物件内及び建物、設備、近隣者等に故意に重大な損害を及ぼしたとき。
- (4) 乙に破産の宣告があったとき。
- (5) 銀行取引が停止されたとき。
- (6) 民事再生手続きが開始されたとき。
- (7) 会社更生手続きが開始されたとき。
- (8) 特別清算手続きが開始されたとき。
- (9) 入居時に、乙又は連帯保証人（以下丙という）について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
- (10) 第 14 条の確約に反する事実が判明したとき。
- (11) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (12) その他、本契約内容各条項について乙による違反行為の事実が判明したとき。

第 17 条 (賃貸借契約の消滅)

天災地変、その他不可抗力により建物の全部又は一部が消失又は破損し、賃貸借物件の大部分が使用不能となった場合には、本契約は当然消滅する。この場合、乙が被った損害のすべてについて、甲は何等の責めを負わず、乙は名目の如何を問わず一切、甲に対して損害賠償の請求はできないものとする。

第 18 条 (損害賠償)

- (1) 乙が本契約書記載各条項のいずれかに違反し、甲及び当建物の他入居者に損害を与えた場合、又は、乙の故意、過失により本物件に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙の故意、過失による火災、焼失については敷金・保証金、既納の賃料等は返還しない。

第 19 条 (内装工事)

- (1) 本物件引渡し時に施工、設置済の内装造作設備、什器備品が有る場合は現状有姿とする。
- (2) 本物件引渡し以後、乙が内装工事（一部改装工事、各種造作変更、模様替えを含む）を希望する場合は、内装工事全般について甲と事前に打合せ、甲の承諾を得るものとする。尚、その費用は乙の負担とする。

第20条（修繕の負担）

本物件の内装造作設備は、契約始期の現状有姿とし、引渡し期日以後の故障個所等の発生による修繕費用についてはその損害の原因の如何にかかわらず、乙の負担と責任において修繕する。

第21条（賃貸借契約終了後の明渡し）

- (1) 賃貸借契約期間の満了、又は甲乙どちらか一方の申し入れによる契約解除により賃貸借契約が終了する時は、その終了期日までに乙及び丙は、賃料、共益費、その他の諸費用、公共料金等、本物件にかかる金銭債務のすべてを精算しなければならない。
- (2) 乙は明渡しに際し、速やかに自己所有物のすべてを撤去し、契約始期の原状ないし、甲の承認した契約途中の改装工事完成時の原状に復し、甲の立会いのもとに明渡しものとする。又、乙の明渡し完了後、本物件内に残存する乙の所有物のすべてについて、乙はその所有権を放棄し、甲の所有に帰属させることを予め承諾するものとする。
- (3) 乙は、借地借家法第33条の造作買い取り請求権を放棄し、甲に対して行使しないものとする。
- (4) 原状回復に際し、本物件に著しく損傷を与える恐れがあると甲が認めたときは、甲の判断に従い、乙はそのすべてを無償にて甲の所有に帰属させるものとする。
- (5) 前項の履行に要する費用はすべて乙の負担とする。
- (6) 乙は、本物件の明渡しに際して、如何なる名目を問わず甲に対し一切、金員等の請求はできないものとする。
- (7) その他、乙の責めに帰すべき事由により明渡し期日が遅延し、それによって甲に損害が生じた場合には、乙はその損害賠償の責めを負うものとする。

第22条（一部滅失等による賃料の減額等）

- (1) 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- (2) 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

第23条（甲の通知義務）

甲は、次の各項のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- (1) 賃料等支払い方法の変更
- (2) 管理業者の変更

第24条（乙の通知義務）

乙又は丙は、各項のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。
- (2) 長期休業するとき。
- (3) 丙の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
- (4) 丙の死亡又は解散。
- (5) 丙の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

第 25 条 (乙の債務の担保)

本契約において各事項の方法により乙の債務を担保する。

(丙を設定した場合適用)

(1) 丙は乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。丙は本契約に基づく乙の債務を保証し、乙と連帯して債務を履行する責を負うものとし、本契約が更新された場合においても、引き続き連帯保証人としての責を負うものとする。

(2) 前項の丙が負担する保証債務は記載する極度額を限度とする。

(3) 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

① 甲が、丙の財産について、賃料その他本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

② 丙が破産手続き開始決定を受けたとき。

③ 乙又は丙が死亡・解散したとき。

(4) 前項に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

(5) 前項の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第 1 項に定める義務を負うものとする。

(6) 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し遅滞なく賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(7) 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

① 乙の財産及び収支の状況

② 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(8) 乙は、前項の場合において新たに連帯保証人もしくは甲の承認する連帯保証人を設定できない場合、本契約は解除されるものとする。但し、甲が指定する家賃債務保証会社へ乙の費用で加入する場合この限りではない。

(丙を設定しない場合適用)

(1) 記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別の定めとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きと本契約書の緊急連絡先を設定しなければならない。

(2) 乙が前項の手続きをとらない場合、その他乙の責に帰すべき事由により保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。尚、乙は表記記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

(3) 本契約期間中、甲指定の家賃債務保証へ乙の負担で加入するものとする。

第 26 条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易裁判所を第 1 審管轄裁判所とする。

第 27 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規に従い、その都度誠意をもって甲乙双方協議のうえ解決するものとする。

本書以下余

特約・更新に関する事項

- (1) 乙の使用目的において近隣住民及び関係自治会より営業時間や騒音、自転車の駐輪・自動車エンジン音の苦情、来店客のトラブル等が発生した場合、乙の責任で対処・解決するものとする。
- (2) 本物件の内、外装の色調及び看板の取付けは、甲の承諾を得て乙の費用にて行うものとする。また看板の大きさ、設置場所、設置方法などは甲の指示に従わなければならない。
- (3) 本物件の賃貸借面積は約 37 m²としてあるが誤差が生じた場合、現状の専有面積を優先することに乙は承諾した。
- (4) 本物件の使用目的に関して出るゴミは、乙の責任において処分するものとする。
- (5) 本物件は現状引渡しとなるため、専有部分全てのもの（造作物、什器備品、空調・換気・照明設備、既設配線・配管等）の使用を認めるが性能保証無しのため、引渡し以降に使用不可と認められた場合、甲及び仲介業者には一切の責任はなく、乙の負担で修理、メンテナンス、取り換え、撤去することを、十分理解し乙は賃借するものとする。尚、修理、メンテナンス、取り換え、撤去時には、甲の承諾を得るものとする。
- (6) 乙の使用目的において関係省庁より申請許可が得られなかった場合、乙は甲及び仲介業者に対して異議・申し立て・損害賠償請求等を行わないことを確約する。
- (7) 本契約期間中において、雨漏り等が発生した場合、甲は誠意をもって対処するものとする。尚、雨漏りが原因で乙に損害が出た場合、甲乙協議の上対処解決するものとする。
- (8) 乙は頭書の賃貸条件にある消費税(10%)を甲へ支払うものとする。尚、将来消費税率に変更があった場合、改定後の税率にて支払うものとする。
- (9) 乙は、地元自治会より入会要請があった場合、自治会へ入会すること。
- (10) 本契約期間中、甲指定の家賃債務保証に乙の費用で加入するものとする（初回保証料 27,500 円、更新保証料として 1 年毎に 20,000 円）。
- (11) 乙は、頭書記載する使用目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となった場合には乙の負担とする。
- (12) 本契約書第 4 条(保証金)、第 7 条(1)保証金、第 15 条(2)保証金、第 18 条(2)保証金は消除するものとする。
- (13) 乙は、本契約書第 10 条を履行するため、物件の引渡し時に甲又は仲介業者へ保険証書のコピー、もしくは付保（付加）したことを証明できる書類を提出した後、引渡しを受けるものとする。但し、甲指定の保険へ付保（付加）した場合は除く。
- (14) 本契約締結後、本物件の引渡しまでの間に解約を申し入れた場合、乙は賃料の 1 ヶ月分、甲は賃料の 2 ヶ月を支払うことで解約できるものとする。尚、甲が特別の損害を被った場合、乙へ損害賠償の支払いを求めることができる。但し、賃料 3 ヶ月相当額を上限とする。
- (15) 駐車場は 2 台分で 11,000 円（税込）とし、建物北西側の東～5 番目と東～9 番目とする（別添駐車場配置図参照）。
- (16) 乙は、駐車場を使用するにあたり、甲の承諾を得た車両を指定位置に駐車しなければならない。尚、駐車場で盗難又は事故等のトラブルが発生した場合、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 乙は、自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合、発行費用 1 台あたり 5,000 円を甲へ支払うものとする。
- (18) 乙は、地域慣習並びに条例の範囲内で本物件を利用するものとする。
- (19) 賃料の支払方法は、甲指定金融機関より自動引き落としとし、引落とし手数料 418 円（税込）は乙の負担とする。
- (20) 本物件が未登記であることを乙は了承し、未登記が原因で損害が発生した場合、甲及び仲介業者へ意義・申し立て・損害賠償請求等はしないものとする。

<契約締結日> 令和 5 年 10 月 6 日

(甲)

貸主住所 奈良県大和郡小泉町 933
氏名 (印) 泉運朝陽院 代表取締役 粕本祥香
電話 [REDACTED]
印鑑登録番号 T5120001055464



(乙)

借主住所 奈良県大和郡小泉町 3304-12
氏名 関本 真樹
電話 080 (6215) 0287

(丙)

連帯保証人住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
保証債務の極度額 [REDACTED] 円

住所

氏名

電話 ()

家賃債務保証業者

JMC 賃貸保証株式会社

管理業者

正木商事株式会社

宅地建物取引業者

免許番号 奈良県知事 (14) 第 968 号
住所 奈良市三条大路5丁目2-40
名称 正木商事株式会社 尼ヶ辻店
代表取締役 正木久雄

T E L 0742-36-1234 印鑑登録番号 T3150001002259

宅地建物取引士

免許番号 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

T E L [REDACTED]